



公益社団法人 日本柔道整復師会

**N I S S E I**

社団法人設立 65 周年・柔道整復術公認 100 周年記念誌

**ANNIVERSARY**

**65<sup>th</sup>**



# 柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。

ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1. 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
2. 日本古来の柔道精神を涵養し、国民の模範となるべく人格の陶冶に努める。
3. 相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
4. 学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
5. 業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。

昭和62年 6月14日制定

# 社団法人設立

## 65周年記念

NISSEI 65th ANNIVERSARY

# 柔道整復術公認

## 100周年記念祝賀会

100th ANNIVERSARY

### CONTENTS

式辞 公益社団法人日本柔道整復師会 会長 工藤鉄男	2
祝辞 厚生労働大臣 根本匠	4
社団法人設立65周年記念式典おごそかに	5
謝辞 厚生労働大臣表彰 受賞者代表 群馬県 大藤忠昭 日整会長表彰、日整会長感謝状、永年業務精励会員表彰 受賞者代表 栃木県 片岡祥二	7
特別記念講演 厚生労働省医政局長 吉田学	8
●厚生労働大臣表彰受賞者（柔道整復業務功労者）	10
●厚生労働大臣表彰受賞者（労災補償行政関係功労者）	11
●日整会長表彰受賞者	12
●日整会長感謝状受賞者	13
●永年業務精励会員表彰受賞者	14
柔道整復術公認100周年記念祝賀会を華々しく開催	18
工藤鉄男会長の祝賀会挨拶	19
安倍首相のビデオメッセージ	20
祝辞 厚生労働大臣 根本匠	21
衆議院議員 伊吹文明	22
衆議院議員 加藤勝信	23
公益社団法人日本医師会 会長 横倉義武	24
駐日モンゴル国 特命全権大使 ダンバダルジャー バッチジャルガル	25
祝賀会場レポート	26
柔道整復術公認100年のあゆみ	28
日整のあゆみ 『柔道整復・接骨術』前史	36
「日本柔道整復師会」のあゆみ	37
日整歴代会長	52
編集後記	54
日整会歌	表II



# 式 辞

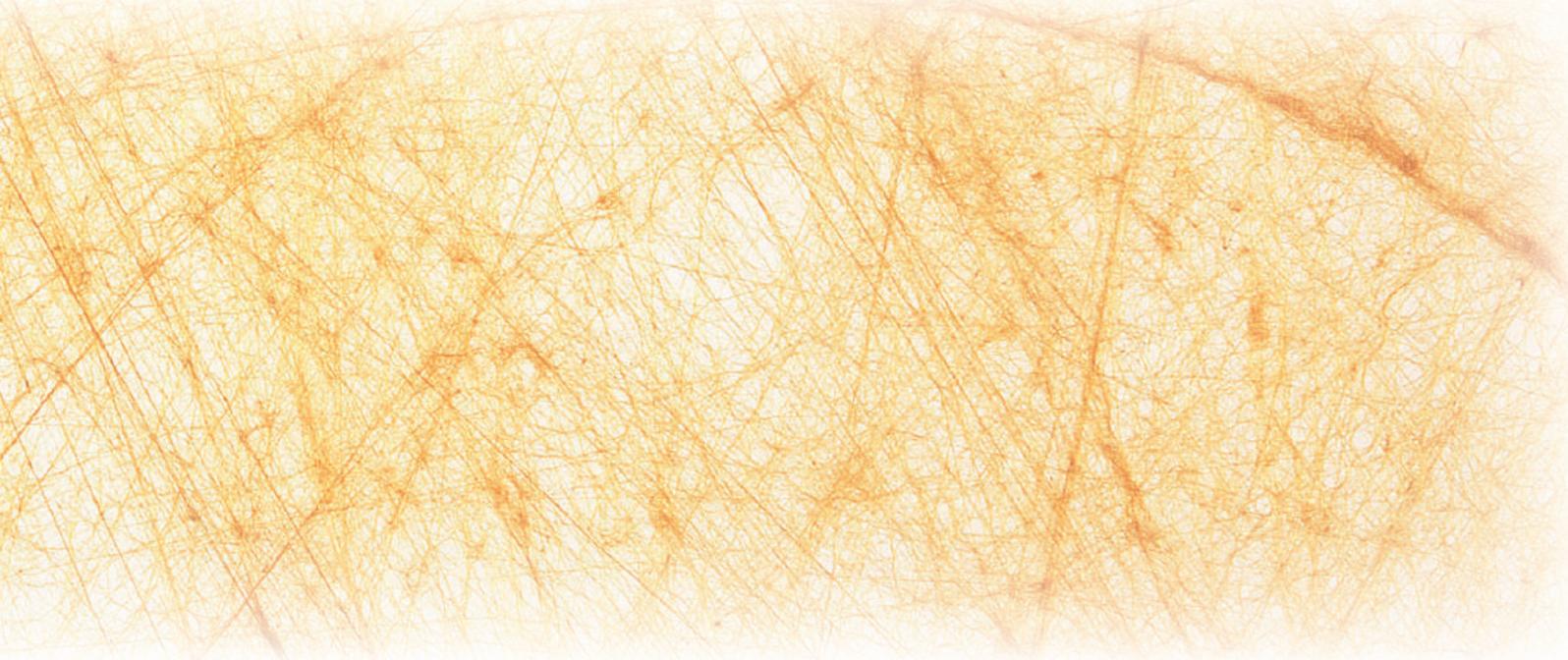
公益社団法人日本柔道整復師会 会長 工藤 鉄男

春爛漫の今日の良き日に、日本柔道整復師会が社団法人設立65周年を迎えるにあたり、かくも盛大な記念式典を挙行できますことを、衷心より御礼申し上げます。また、本日はご来賓として、公私ともにご多用の中、厚生労働省医務技監の鈴木康裕様に根本匠厚生労働大臣の名代としてご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。さらに、本日、厚生労働大臣表彰をはじめ、本会の表彰の栄に浴される会員の皆様、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

私どもが業とする柔道整復術は、明治18(1885)年、日本への西洋医学の導入がさかんに行われた頃、伝統的療法の規制において医師でなければ接骨業を開業することができない時代がありました。大正2年、一度は途絶えかけた「接骨術」の復活を願い柔道接骨術公認期成会会長の竹岡宇三郎氏、東京府柔道整復師会会長の萩原七郎氏を筆頭に多数の柔術家と柔道家が、積極的な活動を行いました。

当時、この窮状を憂っていた近代柔道の創始者、講道館館長・嘉納治五郎師範が活動に賛助し、講道館柔道指南役十段・山下義韶氏を「接骨術営業」すなわち「柔道整復術」公認を目指す活動の代表請願者といたしました。このような活動が実り、大正9(1920)年に「接骨術」は「柔道整復術」として国より公認を受け見事に復活を果たすことができたのです。

今、100年の時を経て、柔道整復術は日本が認めた資格であり国民の医療として貢献し、皆様に認知され、地域に密着した医療の一端を担う接骨院(整骨院)として定着しております。先ほど申し上げましたように、先達の柔道整復師による血の滲むような事績があって、幾多の困難を乗り越えて今に至ったことに敬意を払わなければなりません。このように厳しくも温かく手を差し延べていただいた多くの方々のお力添えや、国民からの信頼と支持のもとに業界も発展し、100



年の歴史を築くことができました。ここに柔道整復師を代表して、これまでのご恩にあずかったすべての方々に深甚なる敬意と感謝の意を表します。

平成最後の年を迎え、また、5月からは新元号となる新しい時代に向かって、我が業界も新たなスタートをいたします。これから始まる100年の未来も、国民の皆様から求められるために重要なのは、医療人柔道整復師の資質の向上と人格の陶冶であります。先達が歩んでこられた歴史を深く心に刻み、社会から信頼される業界であり続けるために、安住することなく不易流行、てっしんせきちやう鉄心石腸の信念を持って、変革に取り組むことが必要と考えます。平成の後期には業界の変化を目指して大改革を断行いたしました。これにより制度と教育の内容は刷新され、すでに平成30年度から適用されています。

また本年より、これまでの努力に加えて、古来より永遠偉大、100年の間、脈々として継承されてきた骨折・脱臼等の整復技術を後世に残すべく、伝統技術継承の場として「匠の技 伝承」プロジェクトをスタートすることといたしました。これは、柔道整復師を対象とした技術向上と「技の伝承」を目指す長期にわたるプロジェクトであり、これを全国に広め、安心安全な柔道整復術の提供をめざし、これまで以上にきめ細かく社会から信頼される業界づくりを確立してまいります。

ご来賓皆様におかれましては、今後ともさらなるご指導とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。式辞といたします。



# 祝 辞

厚生労働大臣 根本 匠

公益社団法人日本柔道整復師会社団法人設立65周年記念式典の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

公益社団法人日本柔道整復師会におかれましては、設立以来、柔道整復術の進歩・発展と柔道整復師の資質向上に努められ、国民の健康の保持に大きく貢献されてきました。その御尽力に対し、心から感謝申し上げます。

我が国は高齢化がさらに進んでいくことが予想されており、医療資源を次世代に引き継ぎ、世界に冠たる保健医療システムを保持・発展させるためには、効率的な医療提供を進めていくなど、継続的な努力を怠ってはなりません。

また、高齢化が進む中、柔道整復術の重要性が増しており、柔道整復師の果たす役割や、柔道整復師に対する国民の期待は、今後ますます大きくなっていくものと考えます。

このような状況の中、貴会が柔道整復師の資質向上のために積極的な取組を進められていることを、大変心強く思います。こうした取組を通じて、高い資質を持った柔道整復師が養成され、良質な施術が提供されることを願っております。

また、療養費制度をめぐる様々な課題については、厚生労働省の専門委員会で議論され、平成29年10月より、各都道府県の協会けんぽや国保連にある「柔整審査会」について、権限を強化し、しっかりと調査を行えるようにするとともに、昨年4月より、受領委任を取り扱う施術管理者について、質の向上を図るため、実務経験と研修を受講することを要件とすることとしたと聞いております。これらに取り組むことにより、適正な保険請求が推進される仕組みが構築され、国民がこれまで以上に安心して施術を受けられる制度となることを期待しています。

最後になりましたが、貴会の益々の御発展と柔道整復師の皆様方の御健勝をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

# 社団法人設立65周年 記念式典おごそかに



## 831名が表彰の栄 決意新たな舞台

昭和28(1953)年に社団設立した公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)は、平成30(2018)年で設立65周年を迎えた。それを記念し、去る3月7日(木)、パレスホテル東京(東京・大手町)にて記念式典を開催。その席上で、これまでの功労や貢献に対して831名の会員が表彰の栄に浴した。その式典の様相をレポートする。

工藤鉄男日整会長の式辞で幕を開けた式は、続いて根本匠厚生労働大臣の祝辞を同省・鈴木康裕医務技監が代読された。そして各表彰の受賞者発表とそれぞれの代表者への表彰が行われた。受賞者数と代表者は右のとおり。

厳粛な空気の中執り行われた式は、松岡保副会長の閉会の辞により終了。その後、厚生労働省・吉田学医政局長による特別記念講演「少子高齢社会と社会保障～2025年と2040年」へと移った(講演内容は8～9ページに掲載)。

- 厚生労働大臣表彰(柔道整復業務功労者)  
……………43名／代表者・大藤忠昭(群馬県)
  - 厚生労働大臣表彰(労災補償行政関係功労者)  
……………38名／代表者・森川伸治(愛知県)
  - 日整会長表彰  
……………64名／代表者・太田恵一郎(長崎県)
  - 日整会長感謝状  
……………96名／代表者・小澤喜一(静岡県)
  - 永年業務精励会員表彰  
……………590名／代表者・片岡祥二(栃木県)
- ※10ページより全受賞者の名簿を掲載。

なお今回は式典後、令和2(2020)年に「柔道整復術公認100周年」を迎える記念祝賀会も併催された。18ページからは、その模様も合わせて報告する。



根本厚労大臣の祝辞を代読された  
鈴木医務技官



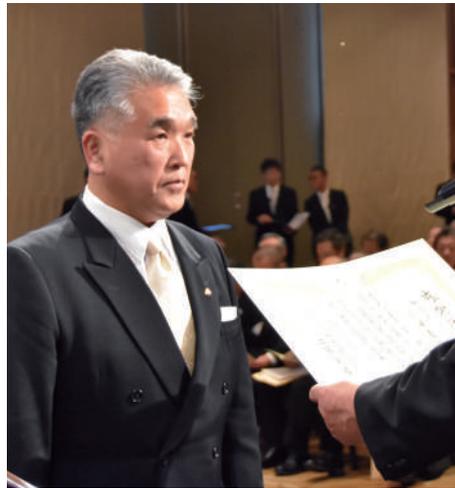
厚生労働大臣表彰  
(柔道整復業務功労者 代表:大藤忠昭会員)



厚生労働大臣表彰  
(労災補償行政関係功労者 代表:森川伸治会員)



日整会長表彰  
(代表:太田恵一郎会員)



日整会長感謝状  
(代表:小澤喜一会員)



永年業務精励会員表彰  
(代表:片岡祥二会員)



式典に出席した現執行部

## 謝 辞

厚生労働大臣表彰

受賞者代表

群馬県 大藤 忠昭

日整会長表彰、日整会長感謝状、  
永年業務精励会員表彰

受賞者代表

栃木県 片岡 祥二

このたび、社団法人設立65周年記念式典の席上におきまして、厚生労働大臣より、柔道整復業務功労並びに労災補償行政関係功労表彰という、私たちの日々の業務に大変名誉ある表彰を賜りました。

受賞者を代表いたしまして、謹んでお礼を申し上げます。

我々、柔道整復師の根幹をなす「柔道整復術」は、先達の血の滲む努力と、幾多の荆棘の道<sup>けいきよく</sup>を乗り越えて面壁九年<sup>めんぺきくねん</sup>が結実し、大正9年に公認を受け、広く国民の皆様からの信頼と支持により業界も発展し、100年の歴史を築くことができ、本会を含め47都道府県すべての社団は国民の健康増進に寄与する公益活動に務めて参りました。

超高齢社会を迎えた現在「武医同術」の理念のもと「接骨」という伝統医療の技術と再現性を後世に伝えることを我々の責務とし一進精進を続けていく覚悟でございます。

本日、このような身に余る栄誉に浴し大変恐縮いたしておりますが、この感激を終生忘れることなく、これからも未来永劫、先達の偉業を汚さぬよう改めて自戒し、奮励努力をする所存であります。

本日ご参会いただきました関係者各位、並びにご来賓の皆様におかれましては、私たちが本業界発展のため、併せて医療人として地域社会に貢献・邁進していく覚悟をお誓いいたしますので、旧来と変わらぬご指導ご鞭撻を今後も賜りますよう切にお願い申し上げます。

簡単ではございますが、受賞者一同を代表し、お礼の言葉とさせていただきます。

平成31年3月7日

このたびは栄えある日本柔道整復師会、社団法人設立65周年の記念すべき日に、日整会長表彰、日整会長感謝状、並びに永年業務精励会員表彰の代表として、謝辞を述べさせていただく機会をいただきましたことは、私にとりまして単に被表彰者の立場を超えて、自分を振り返る良い機会となりました。思い起こせば1974年、昭和49年に施術所を開設、以来45年間その時代その時々におきまして、山あり、谷ありの人生ではありましたが、自分に与えられたこの仕事を天職と信じ頑張ってきました。その間多くの人々との出会いがあり、良き恩師、良き先輩、後輩にも恵まれ、幸いにして愚息も事業を継承し今日を迎えることができました。

これを機に、これからは原点に戻ったつもりで、自分を戒め、日整会員であることを誇りに精進を重ねるとともに、自分の持ち場でしっかりと責任を果たし、微力ではありますが<sup>しどうはってん</sup>斯道発展のために、力を注いでいきたいと思っております。

結びに本日ご出席くださいました皆様のご健勝ご活躍をお祈り申し上げ、被表彰者代表としてのお礼にかえさせていただきます。

平成31年3月7日

## 特別記念講演

# 少子高齢社会と社会保障 ～2025年と2040年

厚生労働省医政局長  
吉田 学



日整社団設立65周年の式典の後、吉田学厚生労働省医政局長の特別記念講演があり、今後の医療政策をテーマにお話をうかがった。

吉田氏は、大臣官房審議官として、医療介護連携に携わられた。厚生労働省では医療と介護の連携に初めて取り組むことになるが、吉田氏はその初代担当審議官を務められている。

日本は、諸外国に先駆けて超高齢社会に突入しており、少子高齢化における社会保障への対策が喫緊の課題となってきている。2025年には団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる「2025年問題」については、すでにさまざまな取り組みが行われてきた。

その一つでもある地域包括ケアシステムは、2025年を日本がどのように迎えるかというところから構想が始まっている。高齢化と一口に言っても地域によってそれぞれ違う問題を抱えるため、各地域ごとでそれを支えるためのネットワークづくりに取り組むことが重要になる。それは、「医療と介護の連携」であり、「生活支援とまちづくり」でもある。法的に枠組が決められたものではなく、地域の横のつながりの中で実践を重ねながら作られていくものだ。

平成30年には、6年ごととなる医療、介護のダブル改定が行われた。超高齢社会のニーズに合った医療と介護の連携が求められ、特に在宅における医療・介護サービスの充実は、早急な対応を迫られている。こうしたサービスは各都道府県レベルで行われるため格差が生じる懸念もあり、都道府県、市町村、関係団体が緊密に連携しながら構築していくことが重要である。

また、2025年に向けて「地域医療構想」の推進も行われる。これは地域での在宅医療や介護

を前提に各都道府県ごとに病床数を推計し、それに応じて必要となる効率的な医療提供体制を実現していく取り組みである。

日本の医療は、保険者とお金(保険料)を支払う被保険者との間で成り立っている制度であり、「医療政策」の根本と言える。

現在、医師の数は増えているのに、全国的に見ると医師不足の窮状を訴える地域も少なくない。これは、医師が多いところには、さらに医師が集まり、医師が少ないところにはますます医師が来てくれなくなることから生じる医師数の地域格差が要因だろう。

医師は残業が多いなど、激務が社会問題化している。その解決のため我々は「医師の働き方改革」にも取り組んでいる。しかし残業の規制を行ってはいらぬものの、なかなか一般社会のそれと同じようにはいかず、5年遅れの緩やかな改革となる。今後は医師が本来業務に専念できるように、「タスク・シフティング(業務の移管)」に取り組む、残業時間の軽減を目指していくことになっている。

それらの関連法である医師偏在対策法が2018年に改正され、2024年に向けて対策を前進させ、2036年までに是正することとされている。

そのような中、柔道整復師を取り巻く現状は、平成10年の柔道整復師養成施設開設に関する裁

判で国が敗訴して以降、養成校が増加し平成21年には養成施設の定員数がピークを迎えている。柔道整復師が急増する状況下で、柔道整復師の質的維持を目的に養成施設のカリキュラム等の改善について5回にわたり検討も行われた。

習得すべき総単位数を引き上げ、新たな最低履修時間数を設定した(2750時間以上)。また養成施設附属臨床実習施設に限られていた臨床実習も、単位数の拡充に併せ、附属施設以外にもその範囲を拡大した。該当する研修所の要件としては、5年の開業実績があり、教員資格または指導者講習会を修了した柔道整復師が指導することなどが設けられた。

国民に対するあはき、柔整等の情報提供の在り方についても、これまで広告に関する検討会が5回行われている。検討会の構成員の意見にはばらつきもあるが、患者さんが広告内容を適切に理解し、施術の選択に必要な情報とは何かということ、今後引き続き検討していく予定となっている。

国民医療費は毎年増加傾向にあるが、柔道整復療養費は平成23年度の4085億円をピークに減少の一途をたどっている。その中であって、平成28年9月には、柔道整復師療養費に関する議論の整理がなされ、支給対象の明確化や不正請求防止の審査重点化などが提案された。保険者、患者さんの目は厳しくなり、納得してもらえる適正な請求内容がより求められるようになってきている。

さらに、新たに施術管理者になるための要件として、原則3年以上の実務経験と16時間以上の研修の受講が課されたことも、適正化促進を目的としている。

冒頭で、2025年問題を取り上げたが、その子どもである団塊ジュニア世代が全員65歳以上になる年が、2040年といわれている。生産年齢人口は現在既に減少に転じているが、2025年以降はさらにその傾向が加速する。高齢者人口は2040年までは増加することになるが、それ以降は高齢者すらも減少に転じる。なお、団塊ジュニアのジュニア、つまり団塊世代の孫たちは、人口構成においては特に大きな影響を及ぼしてはいない。

高齢者がピークを迎える2040年に向けて「健

康寿命の延伸」や「医療・介護サービスの生産性の向上」など社会保障改革についての国民的な議論がいよいよ必要となってきた。社会保障・税一体改革等への対応も重要であり、10月から予定されている消費税の10%への引き上げもその問題解決の一つとなっている。

健康寿命の延伸の対応策には、乳幼児期からの適切な生活習慣が大切だ。それを形成するために総合的な支援を行い、疾病予防・重症化予防にも力を注ぎ、そのための体制づくりを行っていく。

さらに高齢者には、介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の予防を一体的に実施する。

現在、高齢者の歩行速度は10年前と比較して速くなってきた。また、「何歳から高齢者か」というアンケート調査でも、その回答年齢は上がってきている。高齢化の中で、それぞれが健康に対する自覚を持つようになってきているのではないかと。

今後、よりいっそうの健康寿命の延伸を考えると、健康への無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と、地域・保険者間の格差の解消が必要である。そのための基盤整備として、幅広い領域の関係者が一体となって取り組む体制の構築・強化が必要とされる。

医療・福祉サービス改革については、効率的な業務分担として医師と他業種間でのタスク・シフティングの推進、介護ロボット等の活用、医療機関や各事業所等におけるIC・ICT等の実用化の推進、医療機関のマネジメント改革、介護・障害福祉分野での生産性向上ガイドラインの作成などが挙げられる。

必要となるマンパワーは、高齢化が進む中、多くの面で効率化・生産性の向上が図られることもあり、2025年と同程度の就業者数で賄えると考えている。

2040年を迎えるにあたり現役世代の減少は大きな問題ではあるが、元気な高齢者も見られるようになってきた。今後、誰もがより長く活躍できる社会の実現を目指していく。

平成31年3月7日



厚生労働大臣表彰受賞者(柔道整復業務功労者)

- |               |               |              |               |              |
|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 小池 良二<br>北海道  | 田中 松雄<br>青森県  | 櫻田 裕<br>宮城県  | 佐々木 俊之<br>秋田県 | 遠藤 寿之<br>福島県 |
| 阿部 喜一<br>栃木県  | 大藤 忠昭<br>群馬県  | 深澤 雅浩<br>群馬県 | 高橋 知則<br>埼玉県  | 高橋 政夫<br>千葉県 |
| 小館 智治<br>神奈川県 | 並木 俊二<br>神奈川県 | 大室 正美<br>山梨県 | 伊藤 述史<br>東京都  | 三橋 裕之<br>東京都 |
| 金子 益美<br>新潟県  | 北村 公<br>新潟県   | 高田 保<br>長野県  | 稲場 司<br>富山県   | 堂本 義邦<br>石川県 |
| 二ツ谷 剛彦<br>石川県 | 佐々木 西盛<br>福井県 | 森川 伸治<br>愛知県 | 杉江 拓郎<br>岐阜県  | 谷元 紀幸<br>滋賀県 |
| 林 啓史<br>京都府   | 川口 貴弘<br>奈良県  | 原 正和<br>和歌山県 | 岩本 芳照<br>兵庫県  | 山崎 邦生<br>岡山県 |
| 民本 好昭<br>鳥取県  | 近藤 尚良<br>島根県  | 加藤 弘幸<br>広島県 | 武田 雄兒<br>香川県  | 橋本 健吾<br>香川県 |
| 吉田 征雄<br>愛媛県  | 小川 洋一<br>徳島県  | 高橋 俊光<br>高知県 | 小川 平八郎<br>福岡県 | 加藤 和信<br>大分県 |
| 太田 恵一郎<br>長崎県 | 大川原 一彰<br>宮崎県 | 内 清治<br>鹿児島県 |               | 以上43名        |



厚生労働大臣表彰受賞者(労災補償行政関係功労者)

- |               |               |              |              |               |
|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 土屋 淳<br>北海道   | 及川 磨<br>岩手県   | 佐々木 賢<br>宮城県 | 佐藤 幸<br>秋田県  | 齊藤 勝典<br>山形県  |
| 谷中 照男<br>茨城県  | 田代 富夫<br>栃木県  | 石井 洋<br>群馬県  | 大河原 晃<br>埼玉県 | 渡邊 寛<br>埼玉県   |
| 木村 光雄<br>千葉県  | 大室 正美<br>山梨県  | 阿部 松雄<br>新潟県 | 酒井 正彦<br>長野県 | 吉村 英男<br>富山県  |
| 錦川 孝彦<br>石川県  | 長谷 俊満<br>福井県  | 鈴木 努<br>静岡県  | 森川 伸治<br>愛知県 | 伊藤 宣人<br>三重県  |
| 高木 憲司<br>岐阜県  | 仁科 忠宏<br>滋賀県  | 長尾 淳彦<br>京都府 | 米田 博伸<br>奈良県 | 池田 達則<br>和歌山県 |
| 山本 昌幸<br>鳥取県  | 中田 吉繁<br>島根県  | 伊達 琢磨<br>広島県 | 神高 敏伸<br>香川県 | 大川 健介<br>愛媛県  |
| 宮本 泰輔<br>徳島県  | 小川 八十一<br>高知県 | 塩川 哲也<br>福岡県 | 村田 栄治<br>福岡県 | 鎌田 実信<br>大分県  |
| 太田 恵一郎<br>長崎県 | 松村 圭一郎<br>熊本県 | 橋口 均<br>鹿児島県 |              | 以上38名         |



日整会長表彰受賞者

池田 由 北海道	小田島 建 北海道	土屋 淳 北海道	及川 磨 岩手県	大河原 孝 岩手県
櫻田 裕 宮城県	伊藤 護 秋田県	横山 和樹 秋田県	伊藤 健二 山形県	齊藤 勝典 山形県
佐藤 公司 山形県	遠藤 寿之 福島県	江原 義明 栃木県	片岡 祥二 栃木県	木暮 昌利 群馬県
佐藤 享 群馬県	関 尚之 群馬県	真下 順次 群馬県	進藤 清司 埼玉県	高橋 知則 埼玉県
根岸 勇 埼玉県	町田 尚司 埼玉県	渡辺 一民 埼玉県	小舘 智治 神奈川県	田澤 裕二 神奈川県
並木 俊二 神奈川県	井出 正治 山梨県	新井 宏 東京都	深井 伸之 東京都	堂本 義邦 石川県
二ツ谷 剛彦 石川県	山下 純二 石川県	鈴木 努 静岡県	長谷川 貴一 愛知県	藤川 和秀 愛知県
大橋 好一 岐阜県	高木 憲司 岐阜県	杉尾 裕司 滋賀県	柴田 宗宣 京都府	林 啓史 京都府
谷口 祐次 奈良県	米田 博伸 奈良県	池田 達則 和歌山県	佐々木 正美 和歌山県	山崎 晃 和歌山県
笥 健史 大阪府	徳久 輝明 大阪府	山田 豊 大阪府	小笠原 和寿 岡山県	藤原 澄男 岡山県
村岡 勉 岡山県	山崎 邦生 岡山県	林原 永知 鳥取県	山本 昌幸 鳥取県	金阪 博 鳥根県
加藤 弘幸 広島県	久保 美雄 香川県	大川 健介 愛媛県	長谷部 恒夫 愛媛県	今道 昭哉 長崎県
岩永 福則 長崎県	太田 恵一郎 長崎県	松永 正司 長崎県	大川原 一彰 宮崎県	以上64名



## 日整会長感謝状受賞者

辻内 栄一 北海道	阿部 納 岩手県	間橋 淑宏 岩手県	目時 誠 宮城県	荒川 雅行 秋田県
関口 徳彦 秋田県	芳賀 秀浩 秋田県	村上 英一 福島県	眞中 進 茨城県	塚原 剛 栃木県
半田 光男 栃木県	石原 健次 群馬県	柏瀬 隆司 群馬県	笹澤 康博 群馬県	清水 一彦 群馬県
萩原 俊幸 群馬県	長谷川 寿 群馬県	福田 敏久 群馬県	松島 保夫 群馬県	渡辺 良行 群馬県
宮倉 正 埼玉県	吉田 幸作 埼玉県	苅谷 満郎 神奈川県	齋藤 武久 神奈川県	小林 肇 山梨県
安藤 恒久 長野県	石坂 秀司 長野県	柏木 久明 長野県	西條 賢治 長野県	中村 茂之 石川県
岩澤 勇治 静岡県	岡本 務 静岡県	小澤 喜一 静岡県	内田 光昭 愛知県	小林 弘治 愛知県
濱 巧 愛知県	早川 岩雄 愛知県	本田 和範 岐阜県	岡田 博之 滋賀県	木村 昌之 滋賀県
岡田 達也 京都府	中田 康人 京都府	中村 英弘 京都府	天倉 安也 和歌山県	岸 善昭 和歌山県
山崎 明美 和歌山県	山根 寿文 和歌山県	相江 勝弘 兵庫県	藤本 進 兵庫県	永野 秀信 大阪府
笠井 清久 岡山県	難波 健 岡山県	森本 正章 岡山県	森安 卓哉 岡山県	池田 山東志 鳥取県
金崎 孝 島根県	石川 勝也 広島県	長岡 正樹 広島県	大谷 光宏 山口県	村井 康彦 山口県
若月 宏之 山口県	高橋 司 香川県	武田 満夫 愛媛県	國澤 義一 高知県	武田 卓伸 高知県
中村 裕洋 高知県	中山 泰雄 高知県	西本 仁 高知県	柳川 和幸 高知県	柳瀬 靖 高知県
湯岑 周二 高知県	浦 誠二 福岡県	岡野 彦弥 福岡県	小林 信哉 福岡県	竹内 俊洋 福岡県
中島 保幸 福岡県	満山 悦朗 福岡県	山中 信雄 福岡県	吉村 喜彦 福岡県	首藤 彰典 大分県
川崎 幹夫 長崎県	坂口 孝之 長崎県	隅 郁史 長崎県	高橋 賢一郎 長崎県	藤田 裕紹 長崎県
境 憲泰 熊本県	立石 勝也 熊本県	田原 俊也 熊本県	牧 敏彦 熊本県	山下 榮光 熊本県
甲斐 孝典 宮崎県	山内 眞 宮崎県	山下 明彦 宮崎県	山中 千秋 宮崎県	横山 昌裕 宮崎県
園田 博明 鹿児島県				

以上96名



永年業務精励会員表彰受賞者

石崎 忠 夫 北海道	石渡 基 北海道	稲垣 吉 一 北海道	及川 頼 紀 北海道	大島 勝 法 北海道
太田 和 敏 北海道	太田 英 夫 北海道	大野 清 治 北海道	小山内 幸 三 北海道	小田島 建 北海道
小野 晃 一 北海道	川口 博 史 北海道	菅野 公 治 北海道	小池 良 二 北海道	齋藤 道 明 北海道
佐賀 英 二 北海道	作家 幸 二 北海道	佐藤 寿 春 北海道	佐藤 全 徳 北海道	澤田 敏 明 北海道
鈴木 征 治 北海道	高田 勉 北海道	高山 訓 正 北海道	竹本 武 北海道	丹波 文 治 北海道
辻内 栄 一 北海道	常田 弘 悦 北海道	西尾 静 男 北海道	錦川 敏 文 北海道	錦川 正 八 北海道
沼 章 北海道	林 紀 博 北海道	保 格 正 幸 北海道	松井 惟 也 北海道	森 糸 照 蔵 北海道
山口 高 弘 北海道	吉浦 幸 次 北海道	米 永 均 北海道	岩間 隆 太 岩手県	河内 正 隆 岩手県
古村 盛 仁 岩手県	佐々木 修 岩手県	島野 信 夫 岩手県	鈴木 安 信 岩手県	高橋 忠 仁 岩手県
高橋 弘 一 岩手県	田山 正 二 岩手県	星 紀 雄 岩手県	谷地 正 美 岩手県	秋 葉 孝 宮城県
遠藤 好 則 宮城県	斎藤 吉 雄 宮城県	佐々木 賢 宮城県	佐藤 公 作 宮城県	新田 要 宮城県
沼澤 政 敏 宮城県	藤村 信 彦 宮城県	岩城 正 直 秋田県	桜田 仁 秋田県	佐藤 幸 秋田県
塩津 健 蔵 秋田県	関口 瑞 範 秋田県	鷹 鸞 隆 則 秋田県	長沼 秀 博 秋田県	袴田 司 秋田県
三浦 玄 秋田県	三浦 雅 行 秋田県	渡部 辰 雄 秋田県	相澤 茂 樹 山形県	相澤 久 敏 山形県
大滝 文 継 山形県	後藤 清 山形県	小松 勝 夫 山形県	佐藤 敏 山形県	佐藤 昌 吾 山形県
佐藤 治 樹 山形県	神保 敬 二 山形県	鈴木 孝 彦 山形県	高野 信 夫 山形県	高橋 喜久雄 山形県
田原 二 郎 山形県	藤田 秀 蔵 山形県	本多 忠 男 山形県	宮林 進 吾 山形県	渡部 奥 次 山形県
遠藤 寿 之 福島県	相沢 寿 茨城県	飯泉 武 茨城県	石井 要 世 茨城県	石井 幹 茨城県
石川 昇 二 茨城県	磯崎 雅 生 茨城県	市川 善 章 茨城県	稲垣 哲 男 茨城県	植田 千 尋 茨城県
海老原 実 茨城県	大塚 勝 巳 茨城県	小堤 洋 一 茨城県	柏 貴 茨城県	柏崎 登 茨城県

河原直人 茨城県	黒澤玄 茨城県	御所野英宣 茨城県	小林正志 茨城県	柴田忠 茨城県
嶋崎英恭 茨城県	嶋崎淑彦 茨城県	鈴木正嘉 茨城県	関守雄 茨城県	瀧本健司 茨城県
竹越謙一 茨城県	竹藤敏夫 茨城県	田村卓雄 茨城県	堤和男 茨城県	寺田昭夫 茨城県
戸苺茂男 茨城県	富田勉 茨城県	中里健一 茨城県	中村文男 茨城県	丹尾修身 茨城県
丹尾辰彦 茨城県	根本恒夫 茨城県	一ツ柳明 茨城県	福田格 茨城県	福田靖 茨城県
松本信世 茨城県	宮田洋 茨城県	山田延代 茨城県	山田悦宏 茨城県	相澤忠平 栃木県
阿部喜一 栃木県	石川隆 栃木県	磯光国 栃木県	市川建 栃木県	岩崎真 栃木県
江原義明 栃木県	岡野和幸 栃木県	片岡祥二 栃木県	佐藤久夫 栃木県	鈴木仁 栃木県
高杉政康 栃木県	高橋秀明 栃木県	高橋守 栃木県	露久保守 栃木県	長野徹 栃木県
林基義 栃木県	半田建治 栃木県	福島正之 栃木県	松下裕昭 栃木県	松村喜和男 栃木県
松本章 栃木県	森田政次 栃木県	柳治司 栃木県	吉澤貞夫 栃木県	荒井重義 群馬県
石井洋 群馬県	猪俣正美 群馬県	大谷肇 群馬県	金子和夫 群馬県	樺澤隆志 群馬県
北澤武廣 群馬県	栗原良雄 群馬県	木暮尚正 群馬県	木暮昌利 群馬県	小暮雅美 群馬県
小林正義 群馬県	坂井紀夫 群馬県	笹澤康博 群馬県	佐藤誠 群馬県	正田利男 群馬県
須藤忍 群馬県	関矢義高 群馬県	立木真澄 群馬県	田中励吉 群馬県	永井紀年 群馬県
中村陽一 群馬県	萩原俊幸 群馬県	橋本芳保 群馬県	原田坦 群馬県	深澤雅浩 群馬県
福島克己 群馬県	真塩篤則 群馬県	眞下順次 群馬県	松島七生 群馬県	間庭憲一 群馬県
丸山繁 群馬県	宮原正孝 群馬県	矢島豊 群馬県	矢野篤 群馬県	渡辺和洋 群馬県
関保雄 埼玉県	安西一男 神奈川県	石川照夫 神奈川県	石毛文治 神奈川県	石渡吉治 神奈川県
一戸潔 神奈川県	井上洋 神奈川県	岩井信明 神奈川県	大年徳良 神奈川県	大友隆雄 神奈川県
小川高巧 神奈川県	角田重明 神奈川県	角田敏男 神奈川県	金子智彦 神奈川県	川合茂 神奈川県
菊地敏雄 神奈川県	木村都優司 神奈川県	霧生秀博 神奈川県	久保田大晴 神奈川県	小泉金三 神奈川県
齋藤英男 神奈川県	白鳥輝夫 神奈川県	添田信彦 神奈川県	園田郁夫 神奈川県	田中忠 神奈川県
月星栄学 神奈川県	徳留義臣 神奈川県	萩原光子 神奈川県	英道生 神奈川県	原隆 神奈川県
藤原恭一 神奈川県	山田良男 神奈川県	横山健二 神奈川県	吉原理次 神奈川県	蔵次郎 神奈川県
井上敏昭 山梨県	小澤一男 山梨県	梶原敏弘 山梨県	川内正志 山梨県	窪田高拡 山梨県
清水貞男 山梨県	武井雅文 山梨県	西村清 山梨県	山本和彦 山梨県	渡邊典夫 山梨県
赤川靖夫 東京都	飯塚千勝 東京都	池内博勉 東京都	石橋誠一 東京都	市村温司 東京都
伊藤正俊 東京都	大野義弘 東京都	岡本安孝 東京都	小川春男 東京都	加藤彰 東京都
金丸建三 東京都	川原文英 東京都	黒岩伸介 東京都	坂内俊雄 東京都	佐久間武志 東京都
沢田武 東京都	柴田正志 東京都	島田喜美夫 東京都	清水晴明 東京都	杉田進 東京都
鈴木潔 東京都	染谷幸二 東京都	田村鉄次郎 東京都	田村敏一 東京都	長孝雄 東京都
塚田久三 東京都	堂前茂王 東京都	徳江治夫 東京都	鳴澤功次 東京都	林信一郎 東京都

林	光保 東京都	平井	久雄 東京都	藤田	明 東京都	前田	武昭 東京都	松本	繁次 東京都
松本	淳 東京都	村添	安德 東京都	柳沼	猛 東京都	湯田	辰治 東京都	宮	春男 新潟県
横山	幹雄 新潟県	若月	秀男 新潟県	安藤	恒久 長野県	井坪	克人 長野県	井出	純一 長野県
井出	啓男 長野県	伊藤	憲郎 長野県	今村	和久 長野県	内山	富之 長野県	大島	久和 長野県
尾曾	元広 長野県	掛川	武彦 長野県	柏木	英明 長野県	金児	清次 長野県	金田	忠雄 長野県
神農	厚 長野県	久保田	雄一 長野県	小嶋	国彦 長野県	小林	栄寿 長野県	塩原	ゆき子 長野県
白井	信行 長野県	滝澤	義人 長野県	竹内	正 長野県	田中	健一 長野県	中島	今朝光 長野県
野本	真一 長野県	林	滋樹 長野県	原	和正 長野県	原	貞行 長野県	原	幸夫 長野県
福島	講造 長野県	藤卷	旭 長野県	松坂	佳雄 長野県	水澤	功 長野県	溝口	友司 長野県
三間	敕義 長野県	村山	良治 長野県	桶元	成貢 石川県	梶	雅彦 石川県	北浦	久 石川県
北川	建十郎 石川県	木山	時雨 石川県	合田	源一郎 石川県	神埜	郁夫 石川県	佐藤	一弘 石川県
清水	栄 石川県	高田	外司 石川県	高橋	武史 石川県	忠繩	巖 石川県	辻	勇 石川県
中谷	博 石川県	野村	胸勝 石川県	藤本	武 石川県	三浦	俊孝 石川県	森	達次郎 石川県
山岸	哲也 石川県	山崎	一枝 石川県	小嶋	典之 福井県	齊藤	和利 福井県	下山	敏男 福井県
吉田	強 福井県	天野	勝夫 静岡県	石田	明志 静岡県	今野	景次郎 静岡県	佐々木	勝夫 静岡県
篠原	昭富 静岡県	鈴木	秀雄 静岡県	鳥羽	秀雄 静岡県	西尾	桂一 静岡県	藤島	博行 静岡県
丸山	繁 静岡県	水野	進 静岡県	望月	隆政 静岡県	青山	貞男 愛知県	青山	益久 愛知県
浅田	正美 愛知県	安立	義輝 愛知県	飯田	要次郎 愛知県	石川	清治 愛知県	石田	健太郎 愛知県
石堂	由平 愛知県	伊藤	顯正 愛知県	今井	俊幸 愛知県	今井	弘和 愛知県	内田	哲彦 愛知県
内田	正文 愛知県	内田	光昭 愛知県	大石	康 愛知県	大森	芳昭 愛知県	小倉	勇治 愛知県
笥	和子 愛知県	河合	敏次 愛知県	鬼頭	岩雄 愛知県	木村	憲司 愛知県	木村	とみ子 愛知県
木村	雅克 愛知県	草壁	俊二 愛知県	久野	勝 愛知県	熊澤	幸男 愛知県	小林	弘治 愛知県
近藤	雅 愛知県	佐久間	稔晴 愛知県	佐藤	泉 愛知県	澤田	知二 愛知県	柴田	英司 愛知県
澁谷	武 愛知県	鈴木	勝巳 愛知県	鈴木	静雄 愛知県	高野	博司 愛知県	竹内	康 愛知県
富田	光一 愛知県	中村	讓二 愛知県	幅	睦身 愛知県	林	幹夫 愛知県	林	美佐子 愛知県
日置	勝彦 愛知県	平野	郁孝 愛知県	廣岡	建二 愛知県	福澤	敏夫 愛知県	堀井	利政 愛知県
松原	光宏 愛知県	松本	正人 愛知県	拙	晃司 愛知県	水谷	雅俊 愛知県	水野	久司 愛知県
溝口	英一 愛知県	森	將美 愛知県	森川	伸治 愛知県	柳田	松三 愛知県	柳田	光國 愛知県
山田	敏夫 愛知県	山田	英幸 愛知県	吉田	良樹 愛知県	青木	紘一 岐阜県	猪島	貢 岐阜県
可児	博 岐阜県	五井	貞生 岐阜県	近藤	茂 岐阜県	白木	明 岐阜県	田中	勇治 岐阜県
寺田	好郎 岐阜県	萩野	信成 岐阜県	原瀬	辰雄 岐阜県	原田	達朗 岐阜県	平中	正夫 岐阜県
福島	丈夫 岐阜県	森	昇司 岐阜県	王生	勝己 京都府	片桐	寛 京都府	近藤	桂市 京都府
清水	憲雄 京都府	菅野	泰二郎 京都府	田村	治夫 京都府	西	吉徳 京都府	藤野	勝弘 京都府

松浦	進 京都府	南賢三 京都府	村上隆 京都府	東清廣 奈良県	梶谷登 奈良県
杉本	實 奈良県	西浦通芳 奈良県	山脇章 奈良県	上田一雄 和歌山県	後呂幹夫 和歌山県
佐々木	敏宏 和歌山県	下村和久 和歌山県	関口芳夫 和歌山県	西垣和光 和歌山県	林敏郎 和歌山県
林	栄彦 和歌山県	松岡明良 和歌山県	藪本裕幸 和歌山県	山崎晃 和歌山県	東博夫 兵庫県
上田	博道 兵庫県	川根忠雄 兵庫県	諏訪部健二 兵庫県	寺西正博 兵庫県	中村古 兵庫県
萩原	隆 兵庫県	水田眞一 兵庫県	門田廣司 兵庫県	吉田寿一 兵庫県	明智正廣 大阪府
浅井	邦治 大阪府	有田元 大阪府	石垣富久子 大阪府	伊豆谷努 大阪府	稲田耕一 大阪府
江口	和夫 大阪府	恵畑稔 大阪府	大倉昌一 大阪府	大河内郁夫 大阪府	大塚康宣 大阪府
大戸	佳延 大阪府	岡見勲 大阪府	奥村忠宏 大阪府	小原靖弘 大阪府	角元正明 大阪府
金田	哲幸 大阪府	河内悦彦 大阪府	川端孝宜 大阪府	川畑雅章 大阪府	菊本高司 大阪府
小山	陽市 大阪府	左川清次 大阪府	杉本治 大阪府	関孝一 大阪府	高木正美 大阪府
武島	三郎 大阪府	武田秀孝 大阪府	辰巳良太郎 大阪府	楯川義治 大阪府	田中治夫 大阪府
田邊	道彦 大阪府	谷口敏五郎 大阪府	田房成雄 大阪府	土井富雄 大阪府	戸川和夫 大阪府
俊成	和郎 大阪府	中村金次郎 大阪府	中村了久 大阪府	中森喬 大阪府	西尾源基 大阪府
藤岡	義和 大阪府	藤本行雄 大阪府	前秀明 大阪府	前羽公平 大阪府	増田洋 大阪府
松浦	明弘 大阪府	松本望 大阪府	松山幸夫 大阪府	水田英明 大阪府	溝口浩一 大阪府
三井	薫 大阪府	村尾政利 大阪府	本部朝正 大阪府	安原昭憲 大阪府	猪木宏一 岡山県
岡本	芳明 岡山県	白川健一 岡山県	富岡周三 岡山県	永田正 岡山県	原田良吉 岡山県
古森	清英 岡山県	伊藤吉昭 島根県	伊野栄次 島根県	串崎勇 島根県	吉田房美 島根県
加藤	敏明 広島県	佐藤達夫 広島県	澤省吾 広島県	田部博久 広島県	玉川宏 広島県
田村	修 広島県	三上栄三 広島県	宮本安正 広島県	山田芳嗣 広島県	藤本秀夫 山口県
村重	且行 山口県	佐野哲朗 香川県	白石義照 香川県	堀部洋二 香川県	宮本修 香川県
山口	教一 香川県	尾本正 愛媛県	曾我部大 愛媛県	丸山寛国 愛媛県	吉田征雄 愛媛県
青山	郁雄 徳島県	上田井正 徳島県	黒田幸太郎 徳島県	奥田房則 高知県	川崎康人 高知県
國澤	義一 高知県	武田成人 高知県	武田速男 高知県	橋詰晟 高知県	濱口恒臣 高知県
福井	俊典 高知県	湯岑周二 高知県	宇都宮育郎 大分県	一山元助 長崎県	川崎信 長崎県
川崎	幹夫 長崎県	小柳博 長崎県	坂本寛 長崎県	佐々野忠宏 長崎県	多良信幸 長崎県
馬場	芳樹 長崎県	松瀬弘志 長崎県	大島重徳 熊本県	黒田芳隆 熊本県	松下紘一 熊本県
山森	義治 熊本県	足利良雄 宮崎県	大山時彦 宮崎県	芹口福盛 宮崎県	津島貢二 宮崎県
中川	隆夫 宮崎県	長野国雄 宮崎県	古庄新 宮崎県	見原道生 宮崎県	宮川義明 宮崎県
上園	健二 鹿児島県	楠元初男 鹿児島県	寺田司 鹿児島県	徳留康雄 鹿児島県	永野隆 鹿児島県
新田	泰人 鹿児島県	野畑俊光 鹿児島県	平田誠一 鹿児島県	福元昭一 鹿児島県	望月末男 鹿児島県

以上590名

(敬称略 順不同 2019年1月末現在)

# 柔道整復術公認100周年 記念祝賀会を華々しく開催

65周年式典に続いては、同ホテル大宴会場に場所を移し、公認100周年記念祝賀会が盛大に開催された。官界、政界、関連団体など各界から招いた主賓と来場者総勢420名が華やかな円卓を囲み、100年の歩みに思いを馳せる時をともに過ごした。



## 苦難を切り開いた先達へ感謝の舞台

オープニングを飾ったのは、モンゴル国において柔道整復術の普及活動の記録映像であった。

余韻に浸るなか、司会の元テレビ朝日アナウンサー・佐々木正洋さんが開会を宣言。壇上でスポットライトを浴びる日整役員の紹介が行われ、工藤鉄男日整会長が代表して挨拶に立った。

続く来賓祝辞のトップは安倍晋三内閣総理大臣からのビデオメッセージだ。スクリーンを通して柔道整復師への大きな期待を述べられた。ついで元衆議院議長であり日整顧問団世話人会代表・伊吹文明衆議院議員、前厚生労働大臣・加藤勝信衆議院議員が登壇され、祝辞をいただいた。また、横倉義武日本医師会長の名代として今村聡副会長が、根本匠厚生労働大臣名代として同省樽見英樹保険局長がそれぞれ祝辞を代読された。

さらに日整が技術指導に力を注いできたモンゴル国の駐日特命全権大使ダンバダルジャーバッチジャルガル閣下からも日本語で祝辞をいただいた。

次に日整会館を上野公園地内に建設した当初からのご縁である東叡山寛永寺の現執事長である神田隆順様の紹介が行われた。

続いて、柔道整復術の歴史と現在までの活動を紹介する迫力あるビデオが上映された。江戸時代から骨折や打撲などの治療法として体系化されてきた接骨術が、柔道整復術として公認された道のをドラマティックに解説。多くの苦難を乗り越え、柔道整復術を守り伝えてきた先達の功績に改めて感謝と感動を覚えた。

講道館・上村春樹館長による乾杯の発声のあと、祝宴がスタートした。その中で、出席いただいた国会議員の先生方に挨拶をいただいた。

最後に日本柔道整復師会コンプライアンス委員のブレイクモア法律事務所・志田康雄顧問弁護士が音頭をとり、萩原正和、松岡保両副会長とともに声高らかに万歳三唱が行われた。そして萩原副会長の閉会の辞で、祝宴は締めくくられた。

## 三つの感謝と二つの約束

日本医師会長であった武見太郎先生は接骨術について「皆さんの技術は西洋や東洋から伝来されたものではなく、平安時代の古書に円融天皇の時代に接骨博士数名あり、という記録が残っています」とおっしゃったことがありました。そうした日本古来の療法から発展してきた柔道整復術を「日本の民族医療にしましょう」と、WHOに伝統医療の一つとして登録をさせていただきました。

江戸時代に接骨術は「ほねつぎ」として隆盛を誇りました。中でも特に名を馳せたのは「ほねつぎ名倉」(現・名倉医院)でした。明治時代に接骨術が消滅する方向を余儀なくされたとき、「ほねつぎ名倉」は医師になり千住名倉医院として整形外科と接骨科を立ち上げ、今でも脈々とそのタスキをつないでいます。現在も多くの柔道整復師が名倉整形外科で指導していただき、地域への貢献を学ばせていただいています。明治時代に医政のもと接骨術は消滅の危機を迎えていく、その流れの中を想像しながら私は三つの感謝の気持ちを表し、二つの約束を宣言いたします。

一つめの感謝は、接骨術をもう一度復活させようと大正2年に「柔道接骨術公認期成会」(以下、期成会)を発足して活躍し、今の時代までタスキをつないでいただいた期成会会長の竹岡宇三郎先生と東京府柔道整復師会の会長であった萩原七郎先生、このお二人の先生に心から捧げます。

このお二人の請願運動に賛同した柔道家や柔術家の先生方が、一生懸命に国へ要望しましたが、なかなか認めてもらえない時期が続きました。衆議院は通っても貴族院で握りつぶされてしまう状況の中で、竹岡先生と萩原先生のグループが明治15年に近代柔道を創始して講道館長になられた嘉納治五郎師範にお願いをしたのです。嘉納先生は明治の世に、「多くのものを日本は西洋から輸入しているが、日本から西洋に発信できるものがない」と、近代柔道を「精力善用」「自他共栄」を根本精神とした高い教育的価値とともに世界に広めた方です。その嘉納先生が、自ら先頭を走ることではないものの、ご自身が最も信頼している講道館柔道指南役で初めて十段になられた山下義韶先生を紹介してくださったのです。

山下先生が請願書の責任者として名を連ねたことによって、これは嘉納先生からの後押しのメッセージだと国も動き出し、柔道整復術として、大正9(1920)年に復活することができました。「天啓を得る」とは、まさにこのことだと思います。嘉納先生のバックアップのおかげで、現在の日整の前身である社団法人全日本柔道整復師会の事務所を講道館内に設けていただくこともできました。嘉納先生と山下先生のお力添えがなければ100年もの長い年月、タスキを渡し続けることはできませんでした。そのご恩に報いる気持ちを胸に秘め、柔整業界および関係者の方々はお二人の先生に二つ目の感謝をしていただければと思います。

そして、きょうお集まりの国会議員の先生方および厚労省、学校関係者をはじめ、この業界に関係するすべての方々からご理解とご指導をいただきながら柔道整復師一人ひとりが北は北海道、南は沖縄まで接骨院・整骨院を開業できる現状に対して心から感謝申し上げます。以上が、三つの感謝です。

次に二つ宣言をさせていただきます。ケガは接骨院、整骨院ということで公認100周年記念事業といたしまして「匠の技 伝承」プロジェクトを4月からスタートさせます。これは江戸時代に隆盛を誇った骨折と脱臼の徒手整復術を再び見直し、習得していこうという教育プロジェクトです。昭和の末までは伝承されてきた保存療法の素晴らしい技術が、平成の時代にいろいろな問題が起きると同時に低下している柔道整復師が多くなってきたことは事実です。この技術をもう一度復活させると同時に、嘉納先生が唱えた「精力善用」「自他共栄」の精神を呼び戻し、柔道整復師伝統の技と職業倫理の向上を目指すため、ここに「匠の技」復活宣言をするものであります。

さらにもう一つ宣言します。きょうは多くの国会議員の先生方にご臨席いただいております。国民のためのさらなる柔整改革にお力添えをいただいている皆様を、我々も誠意を持って支援させていただくことを宣言いたします。

我が業界は、これからも天を敬い感謝と思いやりの心、そして利他の精神で地域の人々や患者さんに接することをお約束いたします。柔整業界が地域に貢献でき、地域が安心安全に我々の施術を受けられるよう、今まで以上のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。先達の願いと思ってお聞きいただければありがたいと思います。

## 安倍首相のビデオメッセージ

# 多くの人から支持される存在に



皆さん、こんにちは。自由民主党総裁の安倍晋三です。公益社団法人日本柔道整復師会の社団法人設立65周年、そして柔道整復術公認100周年を迎えられましたことに、心よりお祝いを申し上げます。

100年前、我が国の平均寿命は今の83歳の約半分でした。人口も今の半分以下でした。このようにこの100年間、我が国の社会は大きく変化してまいりましたが、その変化の中でも時代を越えて多くの人から支持されるものが存在しています。柔道整復もその一つです。日本の伝統療法として長い歴史を刻んでこられました。その功績に敬意を表するとともに、時代に適合するよう不断の努力がなされた結果だと思えます。

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国は、人生100年時代の到来を控え、地域で活躍している高齢者がますます増加しておりますが、できる限り健康で長く過ごしたい、という基本的な願いは全ての国民に共通し、普遍なことだと思えます。皆さま方の柔道整復術は、今後さらに超高齢社会になる日本において国民の健康の維持・増進に寄与し、地域を元気にする源となっていくことが期待されております。そして、私が目指す生涯現役社会の実現に不可欠な存在であり、柔道整復術がこれからも多くの国民から支持されることを願っております。

また、本年5月から元号が改まり、新たな時代の幕が開けようとしております。日本柔道整復師会はこの新しい時代に向けて、骨折・脱臼等の整復術を後世に伝えるために、「匠の技 伝承」プロジェクトを本年からスタートさせるとお聞きしております。このプロジェクトを成功に導き、全国均一で安全安心な施術提供が行われますこと、そして社会から信頼される業界として、今後も健康寿命が延伸する社会づくりにご協力いただけますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される中、スポーツで故障した人などを支える主体として、スポーツ分野における柔道整復術の役割も高まっています。当大会でのサポート、おもてなしについても柔道整復師が救護等の分野で力を発揮されて、大会を成功に導けるよう重ねてのご努力をお願いいたします。

日本柔道整復師会・工藤会長をはじめ、役員、会員の皆様、そして本日もご列席の方々のご活躍をご期待申し上げます。本日は誠にとおめでとうございます。



# 祝 辞

厚生労働大臣 根本 匠

柔道整復術公認100周年記念祝賀会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

柔道整復師の皆様におかれては、大正9年の柔道整復術公認以来、柔道整復の普及発展、国民の保健衛生の向上に大きく貢献してこられました。柔道整復術公認100周年をお祝い申し上げるとともに、これまでの関係者の皆様方の御尽力に対し、改めて敬意を表します。

我が国の医療制度は、高齢化が進展する中で、国民誰もが比較的低い自己負担で質の高い医療サービスを受けられ、世界に誇れる資産となっています。

しかし、高齢化がさらに進む中で、この貴重な資産を次世代に引き継ぎ、世界に冠たる保健医療システムを保持・発展させるためには、効率的で質の高い医療提供を進める等、継続的な努力を怠ってはならないと考えます。

このような中において、柔道整復は、伝統療法として永く社会に受け入れられ、国民の健康の保持に大きく寄与してこられました。

柔道整復師である皆様方が、自己研鑽を重ね、これまで長く培ってこられた歴史と伝統を継承しつつ、新しい時代に向けて、更に飛躍されることを御期待申し上げます。

最後に、公益社団法人日本柔道整復師会の御発展と、お集まりの皆様方の御健勝、御活躍を祈念して、お祝いの言葉といたします。



# 祝 辞

衆議院議員 伊吹文明

柔道整復術公認100周年、誠におめでとうございます。日整顧問団世話人会代表として一言ご挨拶をさせていただきます。先ほど工藤会長からお話がありましたように、柔道整復術はその歴史が示すとおり、療養費払いという制度をもって公的保険の対象施術になっています。また柔道整復術は、接骨術の再興にお力添えをいただいた嘉納治五郎先生にまつわるお話の中にもあるとおり、柔道で起こりやすい骨折、脱臼、捻挫、打ち身などについては施術行為が例外的に認められている職業とってよいと思います。

安倍総裁がビデオメッセージでおっしゃっていたように、この長寿社会において、病院へ入院して治るまで治療するのではなく、できるだけ病院から地域へ、地域から家庭へという形で、家族と一緒に、地域で老後の生きがいをもって生活していただくことが日本の理想の姿であろうと思います。今の医療行政と社会行政はその方向に向かっております。その中で、柔道整復師あるいは本日お見えの鍼灸マッサージ師の先生方も大きな役割を果たしていただくこととなりますが、それだけに社会的責任も非常に重くなってまいります。

率直に言って社会を賑わすいろいろな事件も残念ながらあったことは確かです。しかし、日整は工藤会長のもとで危機感を持たれ、研修制度の充実を行うと同時に何よりも療養費の請求について施術管理者制度というものを提案されて我々と一緒にそれを実現してきたわけでございます。

本日は日本医師会の今村聡先生がご臨席されております。医師の世界では日本医師会を通じて全国の医師の方々に対して、政府与党がどういうことを考えているのか、どういうことをやっていただきたいのか、また、逆に医師の方々からは、こういうことに改善や改革を求めている、というように一つのチャンネルから入ってきます。

きょうは日整以外の柔道整復師の先生方も出席しているものと思います。そのような意味で私たちの一番の希望は、柔道整復師業界も日整の組織に大同団結して求心力を高めていただくことをお願いしたい。そして行政側もしっかりそれを進めていただきたいと願っています。このことが国民医療のために、そしてこの業界の向上と発展にもつながっていきます。ぜひ日整の団結力と求心力をますます高めていただき、日本の医療界の主導的な立場を確立するようご祈念申し上げます。



# 祝 辞

衆議院議員 **加藤勝信**

柔道整復術が公認をされてから100周年、柔道整復師の皆さん、関係者の皆さんが一堂に会して記念の祝賀会が開催されることを、心からお祝い申し上げます。

私は去年の10月まで1年2カ月にわたり厚生労働大臣をさせていただきました。その時にも本当にさまざまなご支援を賜りました。皆さんが柔道の普及に努めながら子どもたちの健全育成に貢献され、また、地域のためにご活躍をされていることに対し、心から敬意を表させていただきます。

安倍総裁からもお話がありましたが、今どんどん長寿化が進んできております。人生100年ともいわれている時代の中で、皆さんをはじめ多くの医療関係者の方々が国民の健康維持増進に寄与されてきた、そうした努力の一つひとつが今日の長寿化につながっているものと思います。伊吹先生からお話がありましたように、療養費の受領委任制度を含めて診療報酬体系の中に柔道整復師の施術も組み込まれています。これも先人からの積み重ねの上に築かれたことであります。

そうした中でさまざまな課題に適応していこうという積極的な行動によって、昨年からは施術管理者に対する3年以上の実務経験と2日間程度の研修、また教育改革を行い卒業までの必須総単位数を引き上げ、履修時間も増やすなどの改革を断行され、実施されております。このことは業界のさらなる発展の基盤になります。

柔道整復術は大正9年の内務省令で公認ということでもありますから、大正、昭和、平成、そして次の新しい4つ目の時代を越えて大いに活躍されることを期待いたします。また、「匠の技」の伝承にお力を入れて取り組まれるということですが、技術を継承していただきながら大きく磨き上げていただきたいと思います。その環境を後援できることは我々もしっかりやらせていただき、期待に応えるよう努力してまいります。

この100年を一つの節目に、日整を中心として柔道整復師の皆さんのさらなる飛躍を心から祈念して祝辞とさせていただきます。



# 祝 辞

公益社団法人日本医師会会長  
横倉義武

日本医師会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

柔道整復術公認100周年記念祝賀会がこのように盛大に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

貴会におかれましては、長きにわたり、柔道整復術を通して国民の健康・福祉の増進に寄与されるとともに、柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上にご尽力されました関係者の皆様方に、深く敬意を表する次第であります。

柔道整復術公認100周年という長い歴史の中では、さまざまな難局があったことと思いますが、関係者の皆様方のご努力で乗り越え、柔道整復術を現在まで伝承されてこられました。この100年で、我が国の医学・医療制度は目覚ましく進展し、世界に誇る国民皆保険の下、世界一の長寿国となりました。健康に対する国民の意識・ニーズはより高まり、また多様化してきている中で、柔道整復術に対する要望も増えているのではないかと思います。そうした中で、昨年4月からは、柔道整復師学校養成所のカリキュラム改正や、施設管理者の要件が強化されました。これからはじまる新たな100年においても、国民の信頼に応えるより安全で安心な柔道整復術の提供のため、時代に即して必要な改革を行っていただくとともに、知識・技術の研鑽に励まれますことをご期待申し上げます。

さて、わが国は既に人口減少社会に突入しており、さまざまな面で大きな転換期を迎えています。必要とする医療が過不足なく受けられ、誰もが生きがいを持って暮らせる社会を支え、安心感のある社会保障制度を再構築し、次世代につないでいかなければなりません。そのためには、医療関係団体が、「国民とともに歩む専門家集団」として知恵を出し合い、一丸となって変革に当たる必要があります。

貴会の皆様方にも、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びといたしまして、貴会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして、お祝いの挨拶とさせていただきます。



# 祝 辞

駐日モンゴル国 特命全権大使  
ダンバダルジャー バッチジャルガル

柔道整復術公認100周年、公益社団法人日本柔道整復師会の社団設立65周年おめでとうございます。この記念の祝賀会にお招きいただきましてありがとうございます。

先ほどのVTRにあったとおり日本柔道整復師会とモンゴルは協力し合い、深い関係を築きました。日本柔道整復師会のお力により柔道整復術をモンゴルで大変うまく生かしていると感じております。

日本のODAとJICAによる柔道整復術の普及プロジェクトで、その技術はモンゴルに導入され、モンゴルのスポーツ選手たちの役にたち、高く評価されております。

最初は柔道ではなく、伝統的なモンゴル相撲においてお世話になりました。続いてモンゴルの柔道選手も柔道整復術による治療のお陰で国際的にもよい成績につながれたと思っております。皆さんご存知と思いますが、平成20(2008)年の北京オリンピック男子柔道100kg級で金メダルを獲得したのは、モンゴルのナイダン・ツブシンバヤル選手でした。日本の鈴木桂治選手を倒した瞬間を昨日のように覚えています。これは本当に日本柔道整復師会の協力による一つの成果であると思っております。

東京オリンピック・パラリンピックが近づいておりますが、このオリンピックでもぜひ引き続きご協力をお願い申し上げます。2カ月前に全日本柔道連盟の山下泰裕会長とお会いし、モンゴルの柔道が非常に発展してきて、選手たちもとても強くなっているという話になりました。できれば悲願の決勝戦で日本人の選手と戦いたい、という目標に向かってモンゴルの選手たちも頑張っております。その中でけがをした場合は、日本柔道整復師会に選手のサポートをお願いしたいと考えております。

結びになりますが、工藤先生をはじめ、日本柔道整復師会のさらなるご活躍と、お集まりの皆さんのご多幸とご健勝をお祈り申し上げて私の挨拶といたします。



左から萩原副会長、工藤会長、松岡副会長



厚生労働省・樽見英樹保険局長



日本医師会・今村聡副会長



講道館・上村春樹館長の発声で乾杯

## 祝賀会場レポート

# 和やかな笑顔で語り合い、 心新たに未来への飛躍を誓う

祝賀ムードのなか、それぞれのテーブルで話に花が咲く。多くの方々から祝辞も寄せられ、会場には熱気があふれた。改めて柔道整復術の発展を目指す団結の好機となった。



司会は元テレビ朝日アナウンサー・佐々木正洋さん



会場内が圧巻の柔道整復術公認100周年の歴史動画に見入る



左から松岡副会長、志田顧問弁護士、萩原副会長



山下貴司法務大臣



鴨下一郎衆議院議員



尾辻秀久参議院議員



衛藤晟一参議院議員



中川雅治参議院議員



橋本聖子参議院議員



丸川珠代参議院議員



木村義雄参議院議員



自見はなこ参議院議員



武見敬三参議院議員



有村治子参議院議員



渡嘉敷奈緒美衆議院議員

# 柔道整復術公認

## JUDO THERAPY

history

7月

1913

大正2年

### 柔道接骨術公認期成会 発足

竹岡宇三郎氏が  
初代会長に就任。



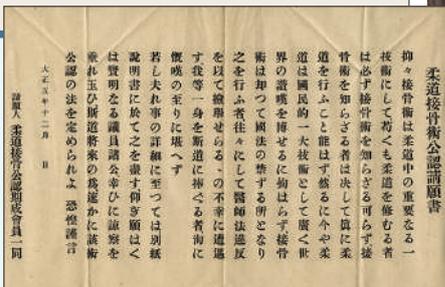
▲柔道整復術公認記念碑

医師でなければ開業できなくなっていた「接骨業」。柔術家の手に取り戻すため、東京府柔道整復師会・萩原七郎氏  
が中心となり、同会を発足。復活のための活動が始まった。

萩原七郎氏▶



◀柔道接骨術公認請願運動で使用された文書  
(萩原七郎氏 所蔵)



1920

大正9年

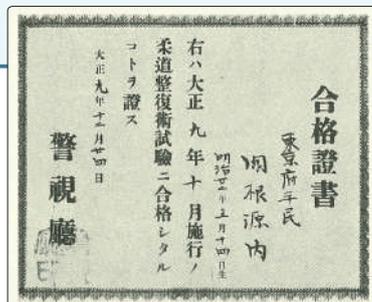
4月

「柔道整復術」公認へ

第1回 柔道整復術試験実施

163名合格

10月



▲警視庁発行の合格証書

## 1923 関東大震災

4月から「療養費の受領委任」  
方式で取り扱いを開始。

1936

昭和11年

公的医療保険が認可

1937

日中戦争



◀連合大会会場風景

# 100 YEARS HISTORY

# 100年のあゆみ

多くの試練を乗り越えながら、先達が切り開き、今に受け継ぐ——。  
そのダイナミックな100年史を、国内の動向とともに振り返ります。  
36ページからは、より詳細な年表「日整のあゆみ」をご覧ください。



理解得られず、身分危うい事態に。

**1947** 昭和 22 年

GHQ 占領下での苦難時代  
「柔道整復術営業取締規則」が廃止

**1946** 昭和 21 年

12 月

「柔道整復術営業取締規則」が成立

独立規則の制定で、単行法へと  
一步前進の希望が。

4 月

**1941** 昭和 16 年

単行法請願書を議会へ

全国の柔道整復師代表の署名による  
「接骨師法制定請願書」を提出した。

太平洋戦争  
勃発

**1945**  
終戦



▲原爆投下後の広島

**1938** 昭和 13 年

単行法請願運動が過熱



◀ 関東支部連合会

**1947** 昭和 22 年

厳しい状況、打開策へと動く。

「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業取締法」の公布

history

**新**憲法公布により、勝ち得た独立営業規則は廃止。既得権の消滅が危惧される中、当時の厚生大臣らの協力を仰ぎ、GHQの了解を取り付けられたのが同法の制定だった。



▲昭和二十二年十二月九日  
「我等業者ハ長年向上運動ノ結果身分法ガ完全ニ出来タノデ小生宅ニ看板（日本接骨師会厚生大臣書一松）ヲ掛ケ其ノ記念トシテ攝ス日本接骨師会会長小林大乗博士、副会長天崎壽圓、同北泉勝臣、同佐藤金之助、理事長小西康裕、常務理事中村謙蔵三井會計ガ居ナイノガ淋シイ」とある。

**1948** 昭和 23 年

柔整師養成学校設立が法制度化

4 月

**1951** 昭和 26 年

法改正により身分法制定

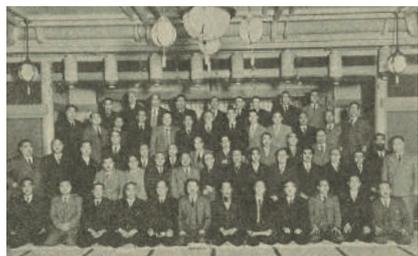
「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」成立。

11 月

**1953** 昭和 28 年

社団法人全日本柔道整復師会  
発足

業界団体が結束し、一本化へ。



社団法人設立祝賀記念▶

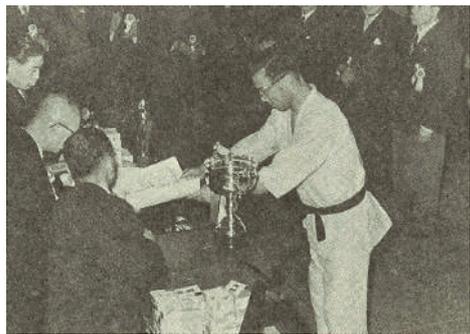
**1956** 昭和 31 年

身分法改正運動が展開

国家公務員共済組合保険 27 団体、3 公共企業体と協定が成立、施行。

**1959** 昭和 34 年

保険協定成立へ前進



▲柔道整復術公認 35 周年記念柔道大会



療養費の不正請求が問題となり、国による適正化が進められていく。

**1995** 平成 7年

厚労省医療保険審議会柔道整復等療養費部会が「柔道整復等の施術に係る保険給付について」の報告書を提出

9月

財団法人柔道整復研修試験財団が設立、試験と養成の管轄に。

5月

**1988** 昭和 63年

国家試験のための機関発足  
保険取り扱いの個人契約が可能に

7月

地方厚生(支)局長、都道府県知事との契約で受領委任可となる。



**1970** 昭和 45年

「柔道整復師法」成立

念願の単行法が公布・施行される。

▲厚生省竹内医事課長による単行法の説明会

▼救護ボランティア活動

**1967** 昭和 42年 11月

単行法への動き再び

柔道整復師法制定請願実行委員会が発足。

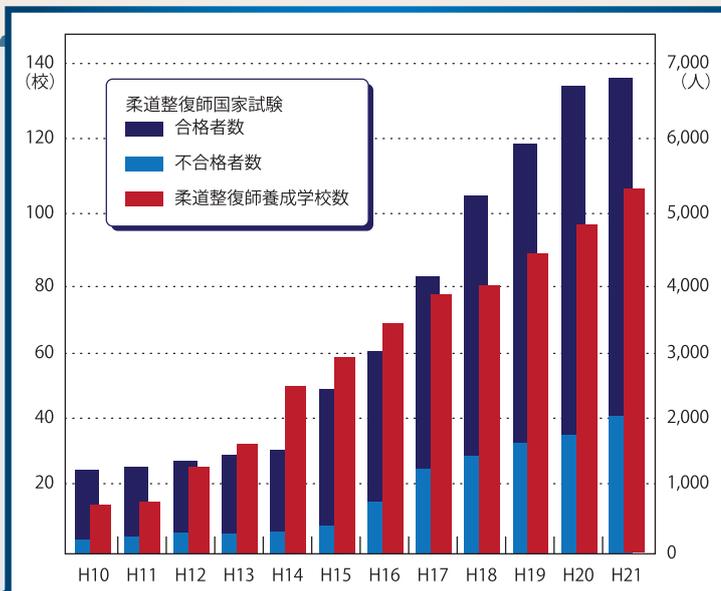


**1995**  
阪神・淡路大震災



提供：神戸市

**柔道** 整復師の養成学校新設に国が制限を設けることへの取消訴訟で国側が敗訴。これを機に養成機関の新設が相次ぐ。柔道整復師の有資格者は急増していく。



▲柔道整復師国家試験合格者数と養成学校数の推移 (厚生労働省調べ)

この頃から、柔道整復師の開業が急増する



◀養成施設での授業風景

**2000** 平成 12 年

柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会の設置 (公的審査会)

介護保険制度導入

健康長寿社会での役割大きく。



▲負傷時だけでなく、衰える身体能力の維持にも

長野会員がオフィシャル・アスレチック・トレーナーとして派遣。

1 月

**1998** 平成 10 年

長野冬季五輪開催  
公式トレーナーに

8 月

養成機関新設の規制が緩和

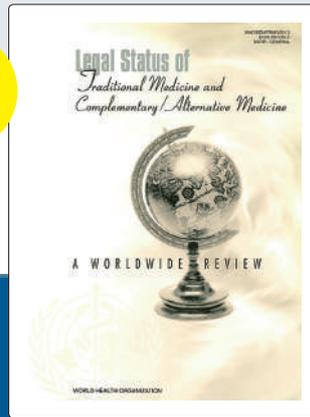
学校急増の転換期に。

伝統医療 "Judo therapy"  
として報告書に記載。

2月

**2001** 平成 13 年

WHO (世界保健機関) で認められる



柔整技術の国際的な  
学術交流を目指し始める。

8月

**2004** 平成 16 年

日整、モンゴルを初訪問

**2008**

リーマン・ショック

**2005** 平成 17 年

日整、タイ、ポルトガルに調査団派遣



**2006** 平成 18 年

モンゴルでの普及活動本格始動

以降 10 年にわたり  
教育支援を実施。



◀▲モンゴル国地方医療機関での実習風景

3月

2011

平成 23 年

被災地にて救護活動に尽力



▲東日本大震災救護活動▶

# 2011 東日本大震災発生

3月

2012

平成 24 年

厚労省より療養費申請書の  
二次点検を推進

国立医療科学大学に柔整技術を学ぶ学科が新設される。

2016

平成 28 年

モンゴル国立大学に学科新設



▲開校式での工藤会長挨拶

▶モンゴル国立医療科学  
大学で行われた伝統医療  
セラピー科の開校式



# 目整のあゆみ

柔道整復師伝統の技と職業倫理の向上を目指し  
新時代の責務を果たす。

**2019** 令和元年

柔道整復術公認100周年記念事業  
「匠の技 伝承」プロジェクトをスタート



## 「平成の大改革」

「保険制度改革」「教育改革」

3年間の実務経験と柔道整復師施術管理者研修  
(16時間以上2日間程度)が必須に。

**2018** 平成30年

4月

保険取り扱い資格の要件改正

養成機関カリキュラム改正

単位数・履修時間を大幅増。  
現場での臨床実習を重視。  
日整・学校協会  
で柔道整復師臨床実習指導者講習会を開催。

**2017** 平成29年

公的審査会の権限が強化

支給申請側を面談審査する  
ことが可能となる。

## 『柔道整復・接骨術』前史

年代	西暦		社会の動き
大宝元年	701	大宝律令制定。内科（体療）、外科（創腫）、児科（少小）、耳目口齒科等専門の科目を分かつこと、この時に始まる	・大化の改新(645)
養老2年	718	養老律令に骨や関節の損傷に関する記載がある（その後、平安時代の古書にも「円融天皇の御代に接骨博士数名あり、各自特有の手法をもって整骨し…」と記載されていて、整骨・接骨という名称が使われている）	・平城京へ遷都(710)
天元5年	982	丹波康頼、日本最古の医学書「医心方」30巻を撰す（この中に、骨・関節に関する損傷が詳細に記述され、時の天皇家より典薬頭半井家に賜った門外不出の秘本として伝えられている）	・「古事記」(712)
享保5年	1720	8代将軍吉宗は洋書禁制を緩和 （西洋文化の移入とともに柔術活法に由来する接骨術も、日本各地にてそれぞれの流派が独自の道を歩み続ける）	・「日本書紀」(720)
延享3年	1746	高志鳳翼「骨継療治重宝記」3巻を大坂で出版	・平安京へ遷都(794)
明和7年	1770	「家法難波骨継秘伝」田辺秀雄なる人により集大成 明和年間(1764~1772)に名倉直賢(素朴)は「武備心流整骨法」を学び、接骨の千住名倉家を創業	・鎌倉幕府(1192)
安永3年	1774	杉田玄白、前野良沢、中川淳庵「解体新書」を上梓	・室町幕府(1338)
寛政2年	1790	吉原元棟「杏陰齋正骨要訣」を著す	・関ヶ原の戦い(1600)
寛政5年	1793	広島星野良悦、工人原田孝次に木をもって骨格を模製させる 5年後の寛政10年、木骨を持参し江戸に来る 大槻玄沢と杉田伯元、ハイステル外科書から「骨傷編」を訳述	・江戸幕府(1603)
文化5年	1808	二宮彦可「正骨範」2巻を著す	・享保の改革(1716)
文化7年	1810	各務文献「整骨新書」3巻と「各骨真形図」1巻を著す 江戸時代中期以降、接骨術は、中国医学に基づく「ほねつぎ」（高士鳳翼）、西洋学に基づく「華岡流整骨術」（華岡青州）と、わが国独特の「骨継療治」（各務文献、星野良沢ら）が、その境地を開いて活躍していた	
文政3年	1820	奥田万里「釣絃四科全書整骨編」を著す	・「蘭学事始」(1815)
文政6年	1823	シーボルト、長崎に来る	・シーボルト事件(1828)
天保3年	1832	蘭学者・杉田錦傷、ブレンクの外科書から「遠西整骨規範」を訳述	
天保8年	1837	佐藤泰然、セリウスの外科書から「接骨備要」を訳述	・緒方洪庵、大坂に南学塾開く(1838)
明治元年	1868	明治政府、西洋医術採用方公許 江戸時代末期に至ると、漢方医・蘭医・接骨医らによる医業の全盛期を迎えるが、明治に入ると、外科・接骨術は欧米万能の医制改革が行われるに及んで多難な道を歩むこととなる	・黒船来航(1853)
			・明治維新(1868)
			・福沢諭吉「学問のすすめ」(1872)

## 「日本柔道整復師会」のあゆみ

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
明治7年	1874	医制改革が行われる (これにより、長きにわたって民衆に親しまれながら伝統を守り続けてきた漢方医や接骨医の身分が確定した)	・西南の役(1877)
明治16年	1883	医師免許規則公布、医術開業試験規則制定 (この改正により「専門ハ歯科ニ限ル」こととなり、従来の産科・眼科・整骨科など専門医はすべて医師として統合される)	
明治17年	1884	内務省は「医術開講許可ノ証」を所持するものに「医術開業免状」を授与 整骨科医に対しては「整骨科医術開業免状」が下付され、これに該当しないものは「従前接骨業」とされる	
明治18年	1885	内務省通達「入歯齒抜口中治療接骨営業者取締法」発令 (これは事実上の接骨の禁止令であったが、一方、同じ取締法中にあった「入歯齒抜口中治療」の人たちは、全国に呼びかけ、会を組織して一致団結し議会に請願した。学校制度を確立し立法化により専門医としての歯科医師の確立を見た)	・大日本帝国憲法 発布(1889)
明治24年	1891	東京府令「入歯齒抜口中治療接骨営業取締規則」発令 (これにより従前接骨業は「接骨科」などの看板を掲げることを禁じられる。当時は、骨・関節傷害の施術は、密かに「ほねつぎ」の手によって行われていた)	・日清戦争 (1894～95) ・日露戦争 (1904～5)
明治44年	1911	内務省令「按摩術営業取締規則」「鍼術・灸術営業取締規則制定される (この制定により、接骨治療の取締が厳しくなり、柔道家の死活問題となる)	
明治45年	1912	5月 萩原七郎氏、接骨術の復興を企図。接骨術公認について行動を開始 大岡幾寿先生、接骨術公認に協賛、「柔道接骨術公認期成会」組織の草案なる	
大正2年	1913	1月 請願に対する起草なる 2月 同志が結集、「大日本士道会」結成される 6月 萩原七郎氏、単独でパンフレットを作成、全国の同志に配布 7月 「柔道接骨術公認期成会」発足(会長竹岡宇三郎氏) (「従前接骨業」の営業の復興を要請)	
大正3年	1914	2月 「柔道接骨術公認ニ関スル請願書」国会へ提出、委員会付託となる (三浦謹之助、井上通泰両博士に協力を要請、賛意を得る)	・第一次世界大戦 (1914～18)
大正4年	1915	1月 第2回請願書を提出、委員会付託となる	
大正5年	1916	1月 第3回請願書を提出、衆議院委員会で採択、貴族院で保留となり、政府参与送付となる	
大正8年	1919	2月 柔道整復公認について中央衛生会で諮問、6対4で委員会を通過	・パリ講和会議 (1919)
大正9年	1920	4月 内務省令「按摩術営業取締規則」改正、柔道整復術公認される	・国際連盟発足 (1920)

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
		(柔道接骨公認請願運動は、はじめは法案として請願したものであった。しかし、幾度か議会へ上程しても、その都度委員会付託となって、衆議院は通過しても貴族院で握りつぶされ、遂に法案としての上程は断念せざるを得ず、内務省令の按摩術営業取締規則の改正という形で柔道整復術は公認され、柔道整復師としての身分が確定した)	・第一回国政調査(1920)
大正10年	1921	4月 柔道接骨術公認期成会総会並びに公認祝賀会開催。柔道接骨術公認期成会を解散、「大日本柔道整復術同志会」発足(会長市川斂氏) 10月 第1回柔道整復術試験実施 1月 第1回柔道整復術試験合格者163名発表	
大正11年	1922	5月 茨城県東海村、村松山虚空蔵堂境内に「柔道整復術公認記念碑」を建立 4月 大日本柔道整復術同志会を「大日本柔道整復師会」と改称し発足(会長市川斂氏)	・ソビエト連邦成立(1922)
大正12年	1923	4月 大日本柔道整復師会第2回定期総会開催	・関東大震災(1923)
大正14年	1925	3月 市川斂会長逝去 5月 大日本柔道整復師会第4回定期総会開催 第2代会長に井上縫太郎氏を選出	
昭和2年	1927	5月 大日本柔道整復師会第6回定期総会開催 第3代会長に松井百太郎氏を選出	・世界大恐慌(1929)
昭和5年	1930	3月 東京府柔道整復師会の内部紛争が表面化、東京府柔道整復師会(会長金井良太郎博士=東京大学医学部整形外科出身)と江東柔道整復師会(会長萩原七郎氏)に分裂 4月 大日本柔道整復師会を「全日本柔道整復師会」と改称 第4代会長に金井良太郎氏、就任	
昭和7年	1932	11月 行岡忠雄博士、「大阪接骨学校」設立	・満州事変(1931)
昭和10年	1935	2月 「全日本柔道整復師会連合会」発足。全国大会を開催(柔道整復師規則改正の請願委員会を設置、請願運動を開始した)	
昭和11年	1936	1月 内務省保険局保険部長より「健康保険被保険者診療認可」が各県知事に通達される	・日中戦争(1937)
昭和13年	1938	8月 「柔道整復術規則改正請願書」を内大臣に提出 2月 「全日本柔道整復師会関東支部連合会」設立、会長に萩原七郎氏就任 4月 「全日本柔道整復師会」会長金井良太郎氏辞任、会長不在のまま会の運営が行われる 単行法請願運動を展開、「柔道整復術の単行法制定に関する建議書」が上程される (この年、単行法請願運動が再燃する。従来より柔道整復師が按摩術営業取締規則から分離独立するための単行法制	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和16年	1941	定運動は、大正9年の柔道整復術公認の日からいろいろな形で行われてきた	・日独伊三国同盟 (1940)
		昭和13年のこの年、藤生衆議院議員の提案で、第73議会に提出者および賛成者129名の国会議員の署名を添えて上程された)	
昭和20年	1945	3月 全国の柔道整復師代表の署名による「接骨師法制定請願書」を提出	・太平洋戦争 (1941)
		4月 「全日本柔道整復師会」会長に一松定吉代議士を推戴 第5代会長に就任	
昭和21年	1946	5月 一松定吉会長、第1次吉田内閣の通信大臣に就任、会長を辞任 全日本柔道整復師会を「日本接骨師会」と改称。第6代会長に小林大乘博士、就任	・終戦(1945) ・幣原内閣発足 (1945) ・日本国憲法公布 (1946) ・吉田内閣発足 (1946)
昭和22年	1947	12月 単行法として「柔道整復術営業取締規則」が省令改正にて成立	・片山内閣発足 (1947)
		3月 「接骨師法制定に関する建議案」を提出、貴・衆両院の支持を得るも、占領下のためマッカーサー司令部の了解を得られず、上程不能となり見送られる。	
		5月 新憲法発布に伴い、各省令は12月末限りで失効、「柔道整復術営業取締規則」も失効することとなる	
		6月 一松名誉会長、片山内閣の厚生大臣に就任	
昭和23年	1948	12月 「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業取締法」制定公布 (新憲法公布によって、各省令は失効することになり、せっかく独立した柔道整復術営業取締規則も廃止の憂き目を見た。しかもGHQは柔道整復術に好意的でなく、廃止を考えている状況にあり、柔道整復師業界が希望する身分法制定どころか、既得権の消滅が案じられた。そこで一松厚生大臣、小野厚生委員長の協力を仰ぎ、GHQの了解を得て制定されたのが「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業取締法」であった)	・サンモリッツ冬季オリンピック (1948) ・芦田内閣発足 (1948) ・ロンドンオリンピック(1948) ・第2次吉田内閣発足(1948) ・湯川秀樹氏ノーベル賞受賞 (1949) ・第3次吉田内閣発足(1949)
		3月 「あん摩、はり、きゅう、柔道整復師等営業法」に基づく特例試験施行	
		4月 「あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師学校養成所認定規則」制定	
		5月 小林大乘会長から辞任届提出	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和25年	1950	1月 「日本柔道整復師会」(会長金井良太郎氏)と「日本接骨師会」(小林会長の後任の会長一松定吉氏)に分裂	
昭和26年	1951	2月 日本接骨師会、「ほねつぎ、接骨、整骨」の字句使用承認に関する請願を行う 4月 「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の一部が改正され、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」の身分法となる 9月 中央審議会において「ほねつぎ」の名称使用許可される	・サンフランシスコ平和条約調印(1951) ・オスロ冬季オリンピック(1952) ・ヘルシンキオリンピック(1952)
昭和27年	1952		・第4次吉田内閣発足(1952)
昭和28年	1953	1月 「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」の一部改正により、入学資格の範囲を拡張する 10月 日本柔道整復師会と日本接骨師会が厚生省の斡旋で合併、「全日本柔道整復師会」として新発足。第7代会長に金井良太郎氏就任 11月 社団法人全日本柔道整復師会設立認可	・第5次吉田内閣発足(1953) ・鳩山内閣成立(1954) ・第2次鳩山内閣発足(1955)
昭和30年	1955	2月 柔道整復術公認35周年記念式典 第1回全日本柔道整復師会柔道大会開催	・保守合同(1955) ・第3次鳩山内閣発足(1955) ・コルチナ・ダンペッツォ冬季オリンピック(1956)
昭和31年	1956	5月 全国的に「身分法第5条」改正運動を展開 読売新聞「接骨師を医師並みに」の記事掲載される 7月 厚生省の通牒により「療養費請求については医師の同意書添付は不要」となる。但しカルテにはその旨記載しなければならない 9月 一万田大蔵大臣に「課税標準率」の是正について陳情	・メルボルンオリンピック(1956) ・石橋内閣発足(1956) ・岸内閣発足(1957)
昭和32年	1957	3月 国税庁長官の通達により健康保険分の「課税標準率は45%」と決定	・東京タワー完成(1958)
昭和33年	1958	10月 課税標準率、47%に是正 保険点数単位方式を廃し、金額表示方式となる 施術部位の名称を学術用語に統一 時間外・深夜加算・骨折の後療に温罨法の加算が認められる	・第2次岸内閣発足(1958) ・スコーパーレー冬季オリンピック(1960)
昭和34年	1959	1月 国家公務員、共済組合保険27団体との保険協定成立 5月 3公社共済組合と施術協定を施行	・池田内閣発足(1960)
昭和35年	1960		・ローマオリンピック(1960) ・第2次池田内閣発足(1960)

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和36年	1961	4月 日本学校安全会と協定締結	
昭和37年	1962	7月 厚生省「〇〇柔道整復院」の名称は認めるが、「〇〇整復院」の名称は適当ではないと通達	
		12月 骨折以外の後療にも温電法併施、獲得	
昭和38年	1963	11月 医療費の地域差の撤廃に伴い、施術料金の乙料金を削除する	・第3次池田内閣発足(1963)
		自動車損害賠償の施術費請求に際し、医師の診断書の添付を要せずとの通達	・インスブルック冬季オリンピック(1964)
昭和39年	1964	7月 厚生省通達により電気光線器具の使用は業務の範囲内に限って認められる	・東海道新幹線開通(1964)
		12月 労働基準局との間で電気光線療法に関し申し合わせ事項が成立	・東京オリンピック(1964)
			・佐藤内閣発足(1964)
昭和40年	1965	4月 健康保険 8.8%値上げ	・朝永振一郎氏ノーベル賞受賞(1965)
		保険診療に係わる打撲、捻挫の標準回数廃止	
昭和41年	1966	10月 温電法加算の除外期間の起算日を受傷の日からと改正	
昭和42年	1967	10月 定時総会において単行法請願運動について決議	・第2次佐藤内閣発足(1967)
		11月 柔道整復師法制定請願実行委員会発足(委員長・金沢利三郎氏)	
昭和43年	1968	2月 請願書採択となり、社会労働委員会付託となる	・グルノーブル冬季オリンピック(1968)
		4月 <b>第8代会長に行岡忠雄氏就任</b> 柔道整復師に関する単独法を小沢辰男氏らの努力で、自民党総務会で賛成	・川端康成氏ノーベル賞受賞(1968)
		5月 第58回国会衆議院社会労働委員会付託となる (第58回国会は短期の臨時国会であったため、取り上げるまでに至らず、第60回国会に持ち込まれた)	・メキシコシティオリンピック(1968)
		11月 第1回日本柔道整復学会開催	
昭和44年	1969	4月 <b>第9代会長に谷田部通一氏就任</b>	
		7月 柔道整復師法制定請願実行委員会の金沢委員長、第61回国会衆議院社会労働委員会において、柔道整復師法請願の趣旨説明を行う。しかし、第61回国会、第62回国会とも廃案の憂き目となる	・アポロ11号月面着陸(1969)
昭和45年	1970	3月 柔道整復師法、17日に衆議院を通過。31日、参議院社会労働委員会を通過。同夜、本会議に上程され、全会一致可決	・第3次佐藤内閣発足(1970)
		4月 <b>柔道整復師法公布</b> 。7月に施行となる。厚生省医務局長名で各都道府県知事宛に通知を発す	・大阪万博(1970)
		6月 理事会で学制委員会発足、学制改革促進運動展開	
		8月 X線問題特別委員会発足	
		12月 郵政省保険局通達にて、接骨院入院を病院入院と同等に扱うこととする	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和46年	1971	2月 本会最高の荣誉賞として「帰一賞」の制度を創設 6月 第1回帰一賞授賞式	・札幌冬季オリンピック(1972)
昭和47年	1972	1月 厚生省告示により広告し得る事項に「接骨」が加えられる 3月 学制委員会は、学制改革実行委員会として再発足 8月 柔道整復師の賠償責任保険制度、発足 9月 生命保険、災害特約による入院給付金は、接骨院に入院した場合も支払われるとの大蔵省の認可 12月 老人福祉医療についての協定成立(48年1月1日実施)	・山陽新幹線開通(1972) ・沖縄復帰(1972) ・米ウォーターゲート事件(1972) ・田中内閣発足(1972) ・ミュンヘンオリンピック(1972) ・第2次田中内閣発足(1972)
昭和48年	1973	3月 名称を「社団法人日本柔道整復師会」と改称 日整社団設立20周年記念式典・祝賀会を開催 5月 厚生省、学年延長およびX線問題に否定的見解を示唆 12月 谷田部会長、病気のため辞任	・円の変動相場制(1973) ・オイルショック(1973) ・江崎玲於奈氏ノーベル賞受賞(1973)
昭和49年	1974	2月 緊急代議委員会開催、鳥居良夫副会長の会長代行を決定 6月 通常総会開催、第10代会長に鳥居良夫氏就任 7月 健康保険申請書の原因欄への記載、簡素化実施 10月 第7回日本柔道整復学会、岡山県衛生会館三木記念ホールにて開催	・佐藤栄作氏ノーベル賞受賞(1974) ・三木内閣発足(1974)
昭和50年	1975	5月 鳥居会長を団長とする医療訪中団、中国を視察(5月20日～6月3日) 9月 日整会館、神田和泉町に開設	・沖縄海洋博覧会(1975)
昭和51年	1976	7月 代議員会において、入会に際し一切の距離制限を撤廃することを決定	・インスブルック冬季オリンピック(1976)
昭和52年	1977	3月 新入会員のための研修指導者養成講習会を開催 (東日本=19日～20日、東京YMCAホテル 西日本=26日～27日、神戸市兵庫県私学会館) 11月 第10回日本柔道整復学会、大阪大学松下記念講堂において開催	・モントリオールオリンピック(1976) ・福田内閣発足(1976)
昭和53年	1978	3月 療養費の算定基準改正される 大阪府柔道整復師会の調査で、奥田木骨発見される 6月 総会で「日整会歌」発表される 10月 学校協会、自主的3年制を5年以内に実施することを議決 第2回日整全国柔道大会を講道館で開催(第1回は昭和30年) 日整社団設立25周年並びに日整60年史刊行記念式典・祝賀会を開催	・日中平和友好条約調印(1978) ・成田空港開港(1978) ・大平内閣発足(1978)

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和54年	1979	9月 日本接骨師、友好訪中団訪中	・第2次大平内閣発足(1979)
昭和55年	1980	4月 柔道整復師法制定10周年記念式典・祝賀会を開催 6月 自賠責の柔整師用施術証明書及び施術明細書、新設される 8月 第4回日整全国柔道大会において「文部大臣旗」寄贈される 臨時総会開催、上野に「日本柔整会館」建設を議決	・レークブラシッド冬季オリンピック(1980) ・モスクワオリンピック(1980) ・鈴木内閣発足(1980)
昭和56年	1981	1月 国家公務員災害補償、柔道整復師適用となる 3月 日本柔整会館起工式(地鎮祭) 6月 通常代議員会にて鳥居会長再任、通常総会を開催 7月 療養費の算定基準改正、後療料について新たな項目が設定される(健康保険施術料改定、労災保険施術料改定) 9月 労災保険休業補償証明料、1,000円に値上げ 11月 日整協力による柔道と接骨に題材を取ったドラマ「はまなすの花が咲いたら」TBSテレビで26回にわたり放映 日本柔整会館竣工、事務所新館へ移転	・神戸ポートピア(1981) ・福井謙一氏ノーベル賞受賞(1981)
昭和57年	1982	6月 税務委員会を設置 7月 国鉄職員に対し、柔道整復師の発行する施術証明書が承認される	・東北上越新幹線開通(1982) ・中曽根内閣発足(1982)
昭和58年	1983	3月 学術委員会を発展的に解消、整復医学委員会を設置 「柔整師必携」第3版を発刊 5月 社団設立30周年を記念して「接骨医学史」を発行 6月 日整社団設立30周年記念式典・祝賀会を開催 通常代議員会にて第11代会長に永井寿雄氏就任、通常総会を開催 7月 健康保険施術料金改定、電療料、電法と併設で決定 12月 天津市中西結合骨科研究所長・尚天裕、天津医院骨科主任・顧雲五の両氏を迎え、日中友好接骨技術討論会を開催	・東京ディズニーランド開園(1983) ・日本海中部地震(1983) ・第2次中曽根内閣発足(1983)
昭和59年	1984	4月 柔整養成5校が3年制(夜間)に踏み切る(北海道柔道整復専門学校・日本柔道整復専門学校・東京柔道整復専門学校・日本柔整専門学校・中部柔整専門学校) 7月 日本接骨師友好訪中団、中国を視察 9月 健康保険施術料金改定 10月 労災保険施術料金改定	・サラエヴォ冬季オリンピック(1984) ・ロサンゼルスオリンピック(1984)
昭和60年	1985	4月 東北柔道専門学校・大東医学技術専門学校・北信越柔整専門学校3年制に踏み切る 6月 健康保険施術料改定。再検料、冷電法料の新設、挫傷の傷病名使用可能 通常代議員会にて第12代会長に小倉八郎氏就任、通常総会を開催	・筑波万博開催(1985) ・日航ジャンボ機墜落事故(1985)

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
昭和61年	1986	7月 労災保険施術料金改定。再検料、挫傷について健康保険方式を準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次中曽根内閣発足(1986)</li> <li>・三原山大噴火(1986)</li> </ul>
		4月 国保請求用紙の統一	
		6月 厚生省保険局医療課長通達「柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について」生涯教育委員会を設置	
昭和62年	1987	7月 健康保険施術料改定。温罨法から電療料を分離独立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川進氏ノーベル賞受賞(1987)</li> <li>・国鉄分割民営化(1987)</li> <li>・竹下内閣発足(1987)</li> </ul>
		8月 労災保険施術料改定。運動療法料を新設	
		6月 通常代議員会にて小倉八郎会長再任、通常総会を開催「柔道整復師倫理綱領」制定	
昭和63年	1988	8月 日中接骨学術定期交流協定を締結。接骨学術交流派遣団、訪中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青函トンネル開通(1988)</li> <li>・東京ドーム完成(1988)</li> <li>・瀬戸大橋開通(1988)</li> <li>・ソウルオリ・パラ(1988)</li> </ul>
		10月 臨時総会開催、日本接骨学会の創設を承認	
		3月 学制改革・法改正について陳情書、米田一平学校協会会長と正式調印	
平成元年	1989	4月 共済農業協同組合が実施する自動車保険の搭乗者・自損事故に係る柔道整復師の施術の取扱いについて、打撲・捻挫及び挫傷については、医師の同意書の添付を撤廃 <b>日本接骨学会が発足</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税スタート、昭和天皇崩御(1989)</li> <li>・宇野内閣成立(1989)</li> <li>・海部内閣成立(1989)</li> </ul>
		5月 柔道整復師法一部改正案、可決成立 (この改正の主な内容は、修学3年制、国家試験、大臣免許の3点であり、これにより試験実施に関する事務及び登録を行う柔道整復師研修試験財団が設立された)	
		6月 日整社団設立35周年記念式典・祝賀会を開催 臨時代議員会「日本柔道整復師協同組合設立」承認	
平成2年	1990	7月 健康保険施術料改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礼宮さま紀子さま結婚の儀(1990)</li> <li>・統一ドイツ誕生(1990)</li> <li>・第2次海部内閣発足(1990)</li> <li>・新都庁舎完成(1990)</li> </ul>
		8月 労災保険施術料改定	
		4月 消費税の施行に伴い健康保険施術料・労災保険施術料改定「柔整師必携第4版」発刊	
平成2年	1990	6月 通常代議員会にて第13代会長に福田稔夫氏就任、通常総会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海部内閣成立(1989)</li> <li>・礼宮さま紀子さま結婚の儀(1990)</li> <li>・統一ドイツ誕生(1990)</li> <li>・第2次海部内閣発足(1990)</li> <li>・新都庁舎完成(1990)</li> </ul>
		10月 財団法人柔道整復研修試験財団設立許可申請書、提出	
		11月 財団法人柔道整復研修試験財団設立、認可	
平成2年	1990	5月 改正柔道整復師法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礼宮さま紀子さま結婚の儀(1990)</li> <li>・統一ドイツ誕生(1990)</li> <li>・第2次海部内閣発足(1990)</li> <li>・新都庁舎完成(1990)</li> </ul>
		6月 健康保険施術料改定 日整協同組合、設立 「組織機構検討会」発足	
		7月 労災保険施術料改定	
平成2年	1990	8月 財団による厚生大臣指定「柔道整復講習会」全国にて始まる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次海部内閣発足(1990)</li> <li>・新都庁舎完成(1990)</li> </ul>
		11月 福田稔夫会長逝去(76歳)。松本好司副会長、会長代行に就任	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
平成3年	1991	1月 「組織機構検討会」より答申書、提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都市外局番4桁(1991)</li> <li>・湾岸戦争勃発(1991)</li> <li>・宮沢内閣発足(1991)</li> </ul>
		4月 共済農業協同組合の傷害共済における一律的な支払い対象日数限度の廃止	
		6月 通常代議員会にて第14代会長に松本好司氏就任、通常総会を開催 「認定柔道整復師制度検討会」より答申書 (柔整師の資質向上の裏付け案、成る)	
平成4年	1992	8月 「京都裁判」(会員の資格に関すること)において社団(日整・京柔整)全面勝訴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルペールビル冬季オリ・パラ(1992)</li> <li>・PKO法案成立(1992)</li> <li>・バルセロナオリ・パラ(1992)</li> <li>・山形新幹線開通(1992)</li> </ul>
		11月 日本柔道整復師国民年金基金(職能型)認可される 「国際医療協力フォーラム」において松本会長、指定発言	
		6月 健康保険施術料改定。施術情報提供料の新設・療養費の適正化の観点から、多部位長期にわたる施術について算定方法の見直し 7月 労災保険施術料改定 10月 柔道整復研修試験財団が指定試験機関・登録機関として指定されたことに伴い、「柔道整復師免許証明書」が厚生大臣名入りで発行される 第1回日整全国少年柔道大会、開催(講道館) 12月 第1回「日本柔道整復・接骨医学会」開催(日整「日本接骨学会」から分離・独立)	
平成5年	1993	3月 日整社団設立40周年記念式典・祝賀会を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Jリーグ開幕(1993)</li> <li>・皇太子・雅子様結婚の儀(1993)</li> <li>・細川内閣発足(1993)</li> <li>・リレハンメル冬季オリ・パラ(1994)</li> <li>・大江健三郎氏ノーベル賞受賞(1994)</li> <li>・羽田内閣発足(1994)</li> </ul>
		6月 通常代議員会にて松本好司会長再選、通常総会を開催	
		10月 第1回「日整全国生涯教育指導者講習会」開催 11月 「柔道整復白書部会」発足	
平成6年	1994	3月 NHKテレビドラマ「柔道着」(3月放映)で、日整会員が柔道指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リレハンメル冬季オリ・パラ(1994)</li> <li>・大江健三郎氏ノーベル賞受賞(1994)</li> <li>・羽田内閣発足(1994)</li> <li>・村山内閣発足(1994)</li> <li>・阪神・淡路大震災(1995)</li> <li>・地下鉄サリン事件(1995)</li> </ul>
		6月 健康保険施術料改定 7月 労災保険施術料改定	
		10月 柔道整復師の発行する施術証明書が、郵政省の定める休暇承認申請書に添付する証明書として正式に受理されることとなる 12月 第1回「医療保険審議会柔道整復等療養費部会」開催	
平成7年	1995	1月 阪神・淡路大震災。日整会員、救護活動、ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村山内閣発足(1994)</li> <li>・阪神・淡路大震災(1995)</li> <li>・地下鉄サリン事件(1995)</li> <li>・橋本内閣成立(1996)</li> <li>・アトランタオリ・パラ(1996)</li> </ul>
		6月 「柔道整復白書」発行 通常代議員会にて松本好司会長3選、通常総会を開催	
		9月 医療保険審議会柔道整復等療養費部会より「柔道整復等の施術に係る保険給付について」報告書、提出	
平成8年	1996	1月 第1回「大学設置推進協議会」開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本内閣成立(1996)</li> <li>・アトランタオリ・パラ(1996)</li> </ul>
		3月 臨時代議員会において入会問題に関する「臨時代議員会申し合わせ事項」可決	
		4月 老人医療に係る一部負担金が1,020円に改定	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
平成9年	1997	6月 健康保険施術料改定。前年に引き続き多部位、長期施術に対する通減制の強化、定額制（現行方式との選択制）の導入、不全骨折に対する拘縮後療料の新設 通常代議員会で「4年制大学設置推進施策案」承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬害エイズ訴訟（1996）</li> <li>・民主党結成（1996）</li> <li>・第2次橋本内閣発足（1996）</li> <li>・消費税5%（1997）</li> <li>・ダイアナ元妃事故死（1997）</li> </ul>
		7月 労災保険施術料改定	
		12月 4年制大学設置について学校協会・日整検討協議会開催	
		3月 臨時代議員会にて日整入会金を「20万円から15万円」に改正	
		4月 消費税改正に伴う料金改定（0.51%値上げ）	
平成10年	1998	5月 「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野冬季オリ・パラ（1998）</li> <li>・サッカーW杯仏大会日本初出場（1998）</li> <li>・小渊内閣成立（1998）</li> </ul>
		6月 通常代議員会にて松本好司会長4選、通常総会を開催 介護保険に介護支援専門員（ケアマネジャー）としての受験資格獲得	
		1月 長野冬季オリンピックに長野県会員、オフィシャル・アスレチック・トレーナーとして参加	
		3月 臨時代議員会で「柔整学構築検討委員会」設置、承認 「健康保険組合における柔整師の療養費適正化対策」発行	
		5月 第1回「日整学術実技研修会」開催	
平成11年	1999	9月 全国で第1回「ケアマネジャー試験」実施、会員861名合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州統一通貨ユーロ導入（1999）</li> </ul>
		2月 理事会、日整入会金を「15万円から10万円」に値下げ	
		3月 日整社団設立45周年記念式典・祝賀会を開催 厚生省健政局「広告制限の一部緩和」（官報）	
		4月 老人保健一部負担金500円から530円に値上げ	
		6月 通常代議員会にて第15代会長に原健氏就任、通常総会を開催 <b>（原会長「改革、前進、斬新」をスローガンに掲げる）</b>	
平成12年	2000	10月 第1回世界柔道医科学学会で発表（都柔接）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白川英樹氏ノーベル賞受賞（2000）</li> <li>・森内閣発足（2000）</li> <li>・九州・沖縄サミット（2000）</li> <li>・第2次森内閣発足（2000）</li> <li>・シドニーオリ・パラ（2000）</li> </ul>
		11月 柔道整復研修試験財団設立10周年記念式典	
		1月 「委任払いの新協定」全国で実施	
		3月 日整・学校協会、健康政策局医事課宛に「養成施設の設置に伴う認可に関する要望書」提出	
		7月 健康保険施術料改定。療養費の算定基準等改正。労災保険施術料改定。施術料金算定基準の改定	
平成13年	2001	9月 WHO 伝統医学国際シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野依良治氏ノーベル賞受賞（2001）</li> <li>・小泉内閣発足（2001）</li> </ul>
		6月 通常代議員会にて原健会長再選、通常総会を開催	
		11月 理事会でWHO神戸センター訪問決定	

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き	
平成14年	2002	3月 WHO神戸センター川口所長、Drキーン氏、柔整施設視察IT委員会設置	・ソルトレイクシ ティ冬季オリ パラ(2002)	
		4月 明治鍼灸大学医療技術短大に柔道整復科設置		
		5月 原会長、ジュネーブで開催のWHO総会に出席、スピーチ		・小柴昌俊氏、田 中耕一氏ノーベ ル賞受賞(2002)
		9月 日整危機管理室、設置		
		11月 理事会で「200万人署名運動」提示		
平成15年	2003	3月 日整社団設立50周年記念式典・祝賀会を開催 新柔整白書、完成	・小泉首相、平壤 訪問、拉致被害 者家族5人帰国 (2002)	
		6月 通常代議員会にて第16代会長に茂住延壯氏就任、 通常総会を開催	・個人情報保護関 連5法成立 (2003)	
		9月 保険部介護保険対策班を設置	・第2次小泉内閣 発足(2003)	
		10月 第6回日整学術実技研修会・第11回日整生涯学習講習会 合同開催	・アテネオリ・パラ (2004)	
平成16年	2004	第12回日整全国少年・第27回全国柔道大会開催	・新潟中越地震 (2004)	
		4月 「柔道整復学推進本部」設置。信原克哉先生最高顧問に就任	・ブッシュ大統領 再選(2004)	
		6月 施術料金改定。4部位以上請求の場合、負傷原因記入		
		7月 労災に係る料金改定 柔道整復学研究費助成金 第1回研究助成金交付審査会 にて交付者決定		
		8月 国際学術交流。モンゴル国訪問開始される		
平成17年	2005	10月 日本柔道整復接骨医学会会長に信原克哉先生就任 第7回日整学術実技研修会・第12回日整生涯学習講習会 合同開催	・中部国際空港開 港(2005)	
		第13回日整全国少年・第28回全国柔道大会開催	・愛知万博(～9 月まで、入場者 数2200万人) (2005)	
		3月 JIMTEF・タイ王国調査団派遣。阪本武司学術部長調査団 参加	・参議院、郵政民 営化法案否決、 衆議院解散 (2005)	
		5月 「日整マーク」の商標権移転登録完了	・第3次小泉内閣 発足(2005)	
		6月 通常代議員会にて第17代会長に萩原正氏が就任、 通常総会を開催		
		介護保険改正。「新予防給付」と「地域支援事業」創設		
		8月 (財)柔道整復研修試験財団主催「医療人(柔道整復師) 卒後臨床研修講座」開始		
10月 第8回日整学術実技研修会・第13回日整生涯学習講習会 合同開催				
平成18年	2006	第14回日整全国少年・第29回日整全国柔道大会開催	・トリノ冬季オリ パラ(2006)	
		11月 日整療養費支給申請書「ロゴ」マーク添付 国際交流。ポルトガルに派遣		
		12月 「国民皆保険制度を守る国民集会」 第14回日本柔道整復接骨医学会・学術大会		
		2月 全国規模の介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師講 習会開催		
		JIMTEF・ミャンマー調査団派遣。阪本武司副会長調査団 参加		

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き	
平成19年	2007	6月 療養費の算定基準等の改正 第8回大韓武道学会参加。龍仁大学（1日～4日） モンゴル国訪問。モンゴル医師卒後研修会に講義活動。整復術を伝授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)で日本優勝(2006)</li> <li>・安倍内閣発足(2006)</li> <li>・防衛省発足(2007)</li> <li>・安倍首相訪米(2007)</li> <li>・新潟県中越沖地震、震度6強(2007)</li> <li>・福田内閣発足(2007)</li> <li>・郵政民営化(2007)</li> <li>・北京オリ・パラ(2008)</li> <li>・麻生内閣発足(2008)</li> <li>・南部陽一郎氏、益川敏英氏、小林誠氏、下村脩氏ノーベル受賞(2008)</li> <li>・46年ぶりに日本で皆既日食観測(2009)</li> <li>・鳩山内閣発足(2009)</li> <li>・第44代アメリカ大統領にバラク・オバマ氏就任(2009)</li> <li>・バンクーバー冬季オリ・パラ(2010)</li> <li>・宮崎で口蹄疫が5市6町に感染拡大(2010)</li> </ul>	
		7月 国際交流。ポルトガル派遣（23日～29日）		
		10月 第15回記念日整全国少年・第30回記念全国柔道大会開催		
		11月 モンゴル国立健康科学大学医学部・医師卒後研修講義活動開始 外務省日本NGO 連携無償資金協力により実施		
		3月 「公益法人制度の見直しについて」行政改革推進本部事務局・范揚恭氏講演 柔道整復構築推進事業3年間の経過報告		
		4月 機能訓練指導員認定柔道整復師・指導者講習会開催		
		6月 通常代議員会にて萩原正会長、無投票で再選、通常総会を開催		
		8月 本会主催、第1回柔道「形」講習会を開催		
		10月 第15回日整生涯学習講習会 第16回日整全国少年・第31回日整全国柔道大会開催		
		平成20年		2008
6月 初検時相談支援料新設される				
8月 第2回日整柔道形講習会を開催				
10月 第16回生涯学習講習会・全国会長会 第17回日整全国少年、第32回日整全国柔道大会開催 NGO日本伝統治療（柔道整復術）普及事業講師派遣				
平成21年	2009		3月 NGO 日本伝統治療（柔道整復術）普及事業 臨時代議員会・臨時総会を開催	
			6月 通常代議員会にて萩原正会長3選、通常総会を開催	
			8月 第3回日整柔道形講習会を開催	
			10月 第18回日整全国少年、第33回日整全国柔道大会開催	
			11月 全国会長会、税務経営実態報告会を開催	
			平成22年	
		4月 産経新聞年間連載企画「はつらつ！元気へ一歩」スタート		
		6月 柔道整復療養費の一部改定		

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き
平成23年	2011	7月 口蹄疫被害に対し、宮崎県柔道整復師会へ見舞金を送る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内閣発足 (2010)</li> <li>・鈴木章氏、根岸英一氏ノーベル賞受賞(2010)</li> <li>・マグニチュード9.0 国内観測史上最大の東日本大震災発生 大津波が東北地方を襲い、未曾有の被害となる (2011)</li> <li>・なでしこJAPAN サッカーW杯優勝 (2011)</li> <li>・野田内閣発足 (2011)</li> <li>・世界人口が70億人に (2011)</li> </ul>
		8月 労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定 第4回日整柔道形講習会を開催	
		9月 3部位以上の請求は、部位ごとに原因を記載。領収書の発行義務付け 2010年世界柔道医科学シンポジウムに発表者を派遣	
		10月 第19回日整全国少年・第34回日整全国柔道大会開催	
		12月 協定書の一部改正 (支給申請書様式)	
		1月 柔道整復施術療養費支給申請書の様式が統一	
		3月 臨時代議員会を開催。定款施行細則の一部変更を承認 柔道整復療養費の手引き (柔整師必携) を発行 日整から各都道府県社団に呼びかけ、災害救援救護ボランティアのチームを編成、被災県での活動を開始 全国会長会を開催、厚労大臣の受領委任制度堅持を報告	
		6月 通常代議員会にて萩原正会長4選、通常総会を開催	
		7月 内閣府公益認定等委員会から認定の答申	
		8月 臨時総会を開催し、公益社団法人移行を停止条件とした、各規程案を承認 東日本大震災の被災県に対する見舞金について承認 公益認定後の学会名称ならびに表彰状の表記を統一化 第5回日整柔道形講習会を開催	
		9月 <b>公益社団法人 日本柔道整復師会と改称</b> 公益社団法人移行に伴い、会計処理規程を改正	
		10月 学術講習会・国際部報告会・生涯学習講習会・富山大学寄附講座報告会を開催 第20回日整全国少年柔道大会・第1回日整全国少年柔道形競技会・第35回日整全国柔道大会開催	
		11月 総会及び理事会の議事規程を承認 公益社団法人移行に伴い、表彰規程・表彰規程内規・帰一賞内規を一部修正 臨時総会を開催し、特例社団法人としての事業・決算・監査の各報告を承認	
		平成24年	
4月 日整と各都道府県柔道整復師の団体との協定を締結 介護保険に関するセミナーを日整主催の全国ブロック学術大会にて開催			
6月 通常総会において、会費引き下げを承認、補欠監事を選任			
8月 第6回日整柔道形講習会を開催			
9月 災害時に対応するため、会館備蓄品購入を承認			
10月 JICA 草の根事業日本伝統治療(柔道整復術)指導者育成・普及プロジェクト日本研修開講 第1回柔道整復療養費検討専門委員会			

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き		
平成25年	2013	第20回生涯学習講習会・全国会長会 第21回日整全国少年柔道大会・第2回日整全国少年柔道形競技会・第36回日整全国柔道大会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山中伸弥氏ノーベル賞受賞(2012)</li> <li>・第2次安倍内閣発足(2012)</li> <li>・安倍首相TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉参加表明(2013)</li> </ul>		
		12月 モンゴル研修生国内研修閉講			
		3月 全国会長会・税務実態調査報告会を開催 日整社団設立60周年記念式典・祝賀会を開催 第2回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		5月 療養費の算定基準等の改正・適正化の運用の見直し			
		6月 通常総会にて第18代会長に工藤鉄男氏が就任			
平成26年	2014	10月 第22回日整全国少年柔道大会・第3回日整全国少年柔道形競技会・第37回日整全国柔道大会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソチ冬季オリパラ(2014)</li> <li>・赤崎勇氏、天野浩、中村修二氏ノーベル賞受賞(2014)</li> </ul>		
		3月 全国会長会・税務実態調査報告会を開催			
		4月 第3回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		6月 料金改定が行われた			
平成27年	2015	10月 第23回日整全国少年柔道大会・第4回日整全国少年柔道形競技会・第38回日整全国柔道大会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸新幹線金沢延伸(2015)</li> <li>・大村智氏、梶田隆章氏ノーベル賞受賞(2015)</li> </ul>		
		3月 全国会長会・税務実態調査報告会を開催			
		6月 通常総会にて工藤鉄男会長再選			
平成28年	2016	10月 第24回日整全国少年柔道大会・第5回日整全国少年柔道形競技会・第39回日整全国柔道大会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大隅良典氏ノーベル賞受賞(2016)</li> <li>・熊本地震(2016)</li> <li>・英国、EUから離脱決定(2016)</li> <li>・リオデジャネイロオリパラ(2016)</li> </ul>		
		3月 全国会長会・税務実態調査報告会を開催 ベトナムにて国際セミナーを開催 第4回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		4月 全国社団が「柔道整復師会」に名称変更完了 産経新聞年間連載企画「技あり！ほねつぎの健康術」連載スタート			
		5月 第5回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		6月 NHKラジオ深夜便にて「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」連載開始			
		7月 第6回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		8月 第7回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		10月 柔道整復療養費の一部改定 モンゴル国日本伝統治療(柔道整復術)普及事業10周年祝賀会 第25回日整全国少年柔道大会・第6回日整全国少年柔道形競技会・第40回日整全国柔道大会開催			
		11月 第8回柔道整復療養費検討専門委員会が開催			
		平成29年		2017	1月 第9回柔道整復療養費検討専門委員会が開催
					2月 第10回柔道整復療養費検討専門委員会が開催
3月 第11回柔道整復療養費検討専門委員会が開催					

年代	西暦	日本柔道整復師会のあゆみ	社会の動き	
平成30年	2018	6月 通常総会にて工藤鉄男会長3選	・石黒一雄氏ノーベル賞受賞(2017) ・「共謀罪」法成立(2017)	
		9月 「柔整審査会の権限強化」厚労省通知発出 保険者のみの権限だった調査が審査会でも可能になる		
		10月 第26回日整全国少年柔道大会・第7回日整全国少年柔道形競技会・第41回日整全国柔道大会開催		
		11月 第12回柔道整復療養費検討専門委員会が開催		
		1月 第13回柔道整復療養費検討専門委員会が開催 地域包括ケア参入日整プロジェクトチームを発足	・平昌冬季オリパラ(2018)	
		3月 はじめて臨床実習指導者講習会が開催される		
		4月 第14回柔道整復療養費検討専門委員会が開催 「受領委任制度改正」施術管理者の要件強化制度開始 「実務経験」が3年間(段階的实施)、2日間程度の「研修受講」必須となる 「柔道整復師養成学校養成施設カリキュラムの改正」実施		
		8月 「施術管理者の要件強化」に伴う研修会が開催される(初開催)		
		10月 第27回日整全国少年柔道大会・第8回日整全国少年柔道形競技会・第42回日整全国柔道大会開催		・北海道胆振東部地震(2018)
		12月 全国社団が公益社団法人に移行完了		
平成31年	2019	3月 日整社団法人設立65周年記念式典・柔道整復術公認100周年祝賀会を開催 「柔道整復療養費の手引き」第9版を発刊		
		4月 柔道整復術公認100周年の記念事業として「匠の技 伝承」プロジェクト第1回講座開催		



日本柔整会館全景



日本柔整会館正面

## 日本柔整会館と寛永寺について

現在の日本柔道整復師会の会館(日本柔整会館)は寛永寺の敷地内にあります。

寛永寺は天台宗の別格大本山として寛永2年(1625)に、徳川幕府の安泰と万民の平安を祈願するため、江戸城の鬼門にあたる上野の台地に、慈眼大師天海大僧正によって建立されました。後には將軍家の菩提寺も兼ねるようになり、また東叡山主を皇室から迎えたことで、江戸時代には格式と規模において我が国随一の大寺院となりましたが、戊辰戦争により敷地の大部分が上野公園となりました。寛永寺は2025年に創建400周年を迎えて上野に刻まれた歴史の重みを今に伝えていきます。現在も上野の山には寛永寺の子院が19あります。

縁あって昭和56年12月に日本柔整会館がその中に建設されました。

柔道整復術公認100周年祝賀会には寛永寺執事長の神田隆順様にもご臨席をいただきました。



发起人 萩原 七郎氏



初代 市川 歙



二代 井上 縫太郎



三代 松井 百太郎



四代 金井 良太郎



五代 一松 定吉



六代 小林 大乗



七代 金井 良太郎



八代 行岡 忠雄



九代 谷田部 通一



十代 鳥居 良夫



十一代 永井 寿雄



十二代 小倉 八郎



十三代 福田 稔夫



十四代 松本 好司



十五代 原 健



十六代 茂住 延壯



十七代 萩原 正

## 編集後記



本記念誌は、「日整社団設立65周年記念式典」と「柔道整復術公認100周年記念祝賀会」の様、および進歩発展を遂げてきた「公認後100年の出来事」をビジュアル表現にした年表、そして、より詳細な「日整のあゆみ」の3部構成といたしました。

編集に当たった渉外部の事前会議では、「社団設立65周年」と「公認100周年」のどちらに重きをおいて構成するのか、議論を尽くしました。結果、時代の変遷とともに先達が紆余曲折を強いられながらも、その情熱が切り開いた公認後の100年の歴史に的を絞り、出来事の流れがわかりやすいように写真やグラフ、説明文を時系列ごとにまとめました。

さて、祝賀会で感謝と感動を覚えたのは、柔道整復術として公認された道のりをドラマチックに解説したビデオ上映でした。このことを話題にしながら会場を後にした来賓の方々がおられましたことは、至上の喜びです。

厳粛に幕を開けた記念式典から祝賀会までを盛会裏に導いたのは、正副会長、各部長をはじめとするスタッフ、事務局の皆様、ご協力をいただいた（公社）東京都柔道整復師会様の総合力によるものであり、ここに改めてお礼を申し上げ、編集後記といたします。

渉外部長 富永敬二

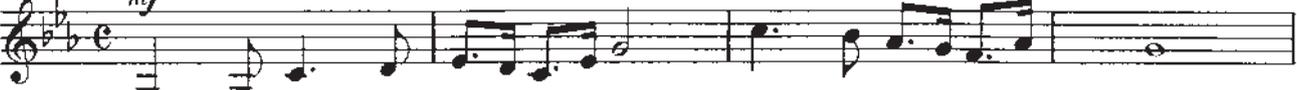
令和元年6月20日発行  
公益社団法人 日本柔道整復師会  
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9  
電話 (03)3821-3511 (大代表)

発行人 工藤鉄男  
編集者 富永敬二  
制作・印刷所 東京リスマチック株式会社

# 日 整 会 歌

作詞 永井敬士  
作曲 飯沼良雄

堂々と *mf*



や わ ら の み ち に せ い を う け



ひ と の い の ち を ま も る た め



と う と き わ ざ を つ た え た る わ



れ ら に っ せ い じ ん に た つ

## 日 整 会 歌

作詞 永井 敬士  
作曲 飯沼 良雄

- 一、やわらの道に 生をうけ  
人の命を 守るため  
とうとき技を 伝えたる  
われら日整 仁よんにな起つ
- 二、至難の道を 歩み来て  
今日の栄を うち立てし  
先達の意気 たつとびて  
われら気高く 仁よんにな起つ
- 三、はるけき道は けわしくも  
共にたずさえ 和を広げ  
学びの道に 夢たくし  
われら日整 仁よんにな起つ

